

平成28年第2回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
6.	6	月	本会議（招集日）			
			・開会			
			・会議録署名議員の指名			
			・会期の決定			
			・諸般の報告			
			・行政報告			
			・議案上程			
			・一部議案審議			
			・陳情			
	7	火	休 会			
	8	水	本会議			
			・一般質問（3人）			
	9	木	本会議			
			・総括質疑			
			常任委員会			
	10	金	常任委員会			
	11	土	休 会			
	12	日	休 会			
	13	月	休 会			
	14	火	休 会			
	15	水	休 会			
	16	木	休 会			
	17	金	休 会			
	18	土	休 会			
	19	日	休 会			
	20	月	休 会			
	21	火	休 会			
	22	水	常任委員会，議会運営委員会，議会全員協議会			
	23	木	休 会			
	24	金	本会議			
			・常任委員長報告			
			・議案審議			
			・陳情審査報告			
			・議員派遣の件			
			・継続審査，調査			
			・閉会			

平成28年第2回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成28年 6月 6日

閉会 平成28年 6月24日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案49	専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（さつま町税条例等の一部改正について）	28.06.06	28.06.06	承認	—
50	専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）（さつま町国民健康保険税条例の一部改正について）	〃	〃	承認	—
51	専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）（さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について）	〃	〃	承認	—
52	専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）（さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について）	〃	〃	承認	—
53	専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）（平成28年度さつま町一般会計補正予算（第1号））	〃	〃	承認	—
59	佐志分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について	〃	〃	可決	—
報告5	平成27年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	〃	〃	報告済	—
議案54	さつま町水道事業条例の一部改正について	〃	28.06.24	原案可決	文教経済
55	さつま町水道事業給水条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	文教経済
56	平成28年度さつま町一般会計補正予算（第2号）	〃	〃	原案可決	2委員会
57	平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	原案可決	総務厚生
58	平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	原案可決	総務厚生
60	平成28年度さつま町一般会計補正予算（第3号）	28.06.24	〃	原案可決	—
陳情5	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書	〃	〃	一部採択	文教経済

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
発委 2	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2分の1復元をはかるための、2017年度 政府予算に係る意見書	28.06.24	28.06.24	原案可決	文教経済
報告 6	平成27年度さつま町土地開発公社収入支出 決算について	28.06.06	〃	報告済	—
7	平成28年度さつま町土地開発公社事業変更 計画及び事業会計補正予算（第1号）につい て	〃	〃	報告済	—
	議員派遣の件	28.06.24	〃	決定	
	閉会中の継続審査・調査について	〃	〃	決定	

平成28年第2回さつま町議会定例会会議録

目 次

○6月6日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（さつま町税条例等の一部改正について）	5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）（さつま町国民健康保険税条例の一部改正について）	5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）（さつま町指定地域密着型サービス事業の人員，設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について）	5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）（さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について）	5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）（平成28年度さつま町一般会計補正予算（第1号））	7
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第54号 さつま町水道事業条例の一部改正について	8
（提案理由説明）	
議案第55号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について	8
（提案理由説明）	
議案第56号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第2号）	8
（提案理由説明）	
議案第57号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	8

(提案理由説明)	
議案第58号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) …	8
(提案理由説明)	
議案第59号 佐志分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について ……………	10
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第5号 平成27年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について ……………	13
(内容説明・質疑)	
報告第6号 平成27年度さつま町土地開発公社収入支出決算について ……………	13
(内容説明)	
報告第7号 平成28年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第1号)について ……………	12
(内容説明)	
散 会 ……………	13
○6月8日(第2日)	
一般質問表 ……………	15
会議を開催した年月日及び場所 ……………	16
出欠席議員氏名 ……………	16
出席事務局職員 ……………	16
出席説明員氏名 ……………	16
本日の会議に付した事件 ……………	17
開 議 ……………	18
一 般 質 問 ……………	18
岸良 光廣議員 ……………	18
地場産業育成について	
住民サービスについて	
川口 憲男議員 ……………	28
防災・災害対策について	
平八重光輝議員 ……………	37
がん検診率向上策について	
2期目3年間の町政における成果と課題について	
次期町長選挙について	
散 会 ……………	46
○6月9日(第3日)	
会議を開催した年月日及び場所 ……………	47
出欠席議員氏名 ……………	47
出席事務局職員 ……………	47
出席説明員氏名 ……………	47
本日の会議に付した事件 ……………	48
議案付託表 ……………	49
開 議 ……………	50

議案第 5 4 号 さつま町水道事業条例の一部改正について ……………	5 0
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 5 5 号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について ……………	5 0
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 5 6 号 平成 2 8 年度さつま町一般会計補正予算（第 2 号） ……………	5 0
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 5 7 号 平成 2 8 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	
……………	5 7
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 5 8 号 平成 2 8 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号） ……	5 7
（総括質疑・委員会付託）	
散 会 ……………	5 8
○6月24日（第4日）	
会議を開催した年月日及び場所 ……………	5 9
出欠席議員氏名 ……………	5 9
出席事務局職員 ……………	5 9
出席説明員氏名 ……………	5 9
本日の会議に付した事件 ……………	6 0
開 議 ……………	6 1
議案第 5 4 号 さつま町水道事業条例の一部改正について ……………	6 1
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 5 5 号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について ……………	6 1
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 5 6 号 平成 2 8 年度さつま町一般会計補正予算（第 2 号） ……………	6 1
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 5 7 号 平成 2 8 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	
……………	6 1
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 5 8 号 平成 2 8 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号） ……	6 1
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 6 0 号 平成 2 8 年度さつま町一般会計補正予算（第 3 号） ……………	6 7
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
陳情第 5 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるため	
の、2 0 1 7 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について ……………	7 2
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
発委第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるため	
の、2 0 1 7 年度政府予算に係る意見書（案）の提出について ……………	7 3
（趣旨説明・質疑・討論・採決）	
報告第 6 号 平成 2 7 年度さつま町土地開発公社収入支出決算について ……………	7 4
（質疑）	
報告第 7 号 平成 2 8 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予	

算（第1号）について	74
（質疑）	
議員派遣の件	75
（決定）	
閉会中の継続審査・調査について	75
（決定）	
閉 会	75

平成28年第2回さつま町議会定例会

第 1 日

平成28年6月6日

平成28年第2回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成28年6月6日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員 (16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員 (なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主査	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総 務 課 長	崎野 裕二 君
企画財政課長	押川 吉伸 君	税 務 課 長	丸田 忠 君
福祉課長	鍛冶屋 勇二 君	介護保険課長	中村 慎一 君
健康増進課長	四位 良和 君	担い手育成支援室長	村山 茂樹 君
商工観光課長	羽有 郁夫 君	企業誘致対策室長	市來 浩二 君
建設課長	三浦 広幸 君	水道課長	岩元 義治 君
消 防 長	鯉坂 貞司郎 君	教育総務課長	角 茂樹 君
社会教育課長	中窪 啓二 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 49 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 2 号）（さつま町税条例等の一部改正について）
- 第 6 議案第 50 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 3 号）（さつま町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 第 7 議案第 51 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号）（さつま町指定地域密着型サービス事業の人員，設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について）
- 第 8 議案第 52 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 5 号）（さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について）
- 第 9 議案第 53 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 6 号）（平成 28 年度さつま町一般会計補正予算（第 1 号））
- 第 10 議案第 54 号 さつま町水道事業条例の一部改正について
- 第 11 議案第 55 号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 12 議案第 56 号 平成 28 年度さつま町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 13 議案第 57 号 平成 28 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 14 議案第 58 号 平成 28 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 15 議案第 59 号 佐志分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 第 16 報告第 5 号 平成 27 年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 17 報告第 6 号 平成 27 年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第 18 報告第 7 号 平成 28 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 19 陳情について

△開 会 午前 9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成28年第2回さつま町議会定例会を開会します。教育委員会委員長から本定例会に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（舟倉 武則議員）

これから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番、木下賢治議員及び10番、川口憲男議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月24日までの19日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月24日までの19日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。
一般的なことについては印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の件について補足して説明します。
鹿児島県町村議会議長会の第42回臨時総会が平成28年5月12日、鹿児島市において開催されました。臨時総会では役員選挙が行われ、不肖私が会長として選任を受けたほか、副会長に南種子町、瀬戸内町、理事に肝付町、大和村、監事に湧水町、南大隅町の各議長がそれぞれ選任をされました。
次に、監査委員から例月出納検査並びに現金監査、平成27年度定期監査及び工事監査結果報告等がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。
これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第4「行政報告」を行います。
町長の報告を許します。

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。

まずもって、ただいま議長のほうから県の町村議会議長会の会長に就任ということで、心からお祝いを申し上げたいと思います。これから一段とまた公務が多忙になるかと思いますが、健康には留意をされまして、地方自治、町村議会の発展のために御努力をいただきたいと思うところでございます。

それでは、町長報告につきましては、印刷してお配りしているところではありますが、この中で、3月19日のソラシドエア「ひっ翔べ！さつま号」就航出発式に関する事項並びに4月19日の北薩横断道路「阿久根高尾野道路」事業化決定に伴う懸垂幕掲揚式につきまして補足して報告を申し上げます。

まず、3月19日に行われましたソラシドエア「ひっ翔べ！さつま号」就航出発式についてであります。

この事業につきましては、鹿児島県の地域振興事業を活用いたしました「ひっ翔べ！さつま号」プロジェクトのメイン事業として取り組んだものでございまして、機体にラッピングを施した「ひっ翔べ！さつま号」が来年の3月いっぱい日本の大空を飛行し、さつま町を、首都圏を初め全国各地にPRできるものと期待をいたしているものであります。

就航出発式には、株式会社ソラシドエア社長、鹿児島空港長、鹿児島県交通政策課長、観光課長等、多くの関係者及びマスコミの出席をいただきまして、セレモニーを盛大に開催することができたところでございます。

また、搭乗者には搭乗証明書、さつまるグッズ、観光パンフレット等を記念品として配付をいたしまして大変喜ばれ、さつま町のPRにもつながりました。

なお、機内には本町の地方創生総合戦略の柱であります移住定住に向けた取り組みの一つとして、Uターン、Iターン希望者向けの移住計画応援マガジン、あるいはこの観光パンフレットを設置をさせていただいたところございまして、それぞれ乗客の皆さん方には、この機内の時間中はゆっくりと本町のこういったPR雑誌等についてお目を通していただく機会になろうかと思っております。

3月19日の運航開始から先月の5月31日までの74日間で5万1,192名の搭乗者の方にPRできたというふうに考えております。

今後、3月までに旅行シーズンもございまして、これらを考えますと約30万人の搭乗者にPR効果が発揮できると見込んでいるところであります。

5月28日、29日におきましては、鹿児島遊楽館21周年誕生祭というのがございましたので、ソラシドエアと共同出店をいたしまして、プロモーション活動を展開をいたしました。

今後の事業展開としましては、ふるさと納税返礼品としてのソラシドエア便を活用した旅行商品の造成、あるいは関東さつま会総会でのPR活動、鹿児島空港空の日イベントへの町内の子供たちへの参加等を検討をいたしているところであります。

次に、4月19日に行われました阿久根高尾野道路事業化決定に伴う懸垂幕掲揚式についてであります。

この北薩横断道路「阿久根高尾野道路」につきましては、延長約9キロメートルございますが、私が会長を務めております北薩空港幹線道路整備促進期成会で新規事業化に向けまして、これまで毎年、国土交通省、財務省、地元選出国會議員に対しまして要望活動を行ってまいりましたけれども、4月1日に新規事業化が決定をいたしまして、用地測量調査費4,000万円が措置を

されたところであります。

この道路にかけます沿線住民の関係団体等の熱い思いによりまして、地方大会等も過去数回実施をいたしてきておりますけども、こういった取り組みによって事業化が決定いたしましたことから、その感謝の気持ちと整備促進をさらに図るために、阿久根市役所において、期成会構成市町から約100人程度の皆さんにお集まりいただきまして、懸垂幕の掲揚式を行ったところであります。

今後におきましては、現在工事中の泊野道路の2つの整備区間と、広瀬道路の早期の供用開始を目指すとともに残る区間の早期事業化を実現をいたしまして、北薩地域の高速交通体系の確立につきまして、さらに県、沿線自治体と連携を図りながら努力をしまいにまいりたいと考えているところであります。

以上で、町長報告を終わります。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（さつま町税条例等の一部改正について）」、日程第6「議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）（さつま町国民健康保険税条例の一部改正について）」、日程第7「議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）（さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について）」、日程第8「議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）（さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第5「議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」から日程第8「議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）」までの議案4件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

まず、「議案第49号 専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、さつま町税条例等の一部改正につきまして緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしたものであります。

次に、「議案第50号 専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、さつま町国民健康保険税条例

の一部改正について緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしたものであります。

次に、「議案第51号 専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしたものであります。

最後に、「議案第52号 専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設置及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしたものであります。

以上、議案4件については、いずれも地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○税務課長（丸田 忠君）

それでは、「議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」の内容の御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○税務課長（丸田 忠君）

続きまして、「議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」の内容の御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、「議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」の内容の御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○介護保険課長（中村 慎一君）

次に、「議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）」の内容の御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

これからただいまの議案4件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案4件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案4件は委員会付託を省略することに決定しました。

これからただいまの議案4件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これからただいまの議案4件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案4件については承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」から「議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）」までの議案4件は、いずれも承認されました。

△日程第9「議案第53号 専決処分の承認を求めること
について（専決第6号）（平成28年度さつま町一般会
計補正予算（第1号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第9「議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第53号 専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、平成28年熊本地震による被災地への支援等に要する経費の補正について緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めたものであります。

内容につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）」平成28年度さつま町一般会計補正予算（第1号）について、熊本地震に係る援助並びに救援物資等に係る関連関係経費の補正について緊急を要したため、平成28年4月18日付で専決処分をさせていただいたところでございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）」は承認されました。

△日程第10「議案第54号 さつま町水道事業条例の一部改正について」、日程第11「議案第55号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」、日程第12「議案第56号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」、日程第13「議案第57号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第14「議案第58号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第10「議案第54号 さつま町水道事業条例の一部改正について」から日程第14「議案第58号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案5件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第54号から議案第58号までを一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第54号 さつま町水道事業条例の一部改正について」であります。

これは、上水道事業と第2上水道事業の統合に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第55号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」であります。

これは、上水道事業と第2上水道事業の統合による水道料金の統一に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第56号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」についてであります。

これは、畜産業費に要する経費及び団体営土地改良事業費、農産園芸振興費、開発振興費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,463万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億1,720万6,000円とするものであります。

次に、「議案第57号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、総務一般管理費に要する経費及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,992万2,000円とするものであります。

最後に、「議案第58号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、償還金及び一般介護予防事業費に要する経費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ974万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,164万5,000円とするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○水道課長（岩元 義治君）

それでは、「議案第54号 さつま町水道事業条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（岩元 義治君）

続きまして、「議案第55号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第56号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（四位 良和君）

それでは、「議案第57号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、「議案第58号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいま議題となっています各議案に対する質疑は、6月9日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第15「議案第59号 佐志分団消防ポンプ自動車

購入契約の締結について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第15「議案第59号 佐志分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第59号 佐志分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」であります。

これは、佐志分団の消防ポンプ自動車購入契約を締結しようとするもので、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○消防長（鯉坂貞司郎君）

それでは、「議案第59号 佐志分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○木下 賢治議員

従来の佐志分団のポンプ車を見たときに、結構大型であったかと思えます。実際現場に行く場合に汎用性を考えたときに、農道等大変搬入しにくい部分もあったんじゃないかというふうに今考えているわけですが、今回のポンプ車の形状とかいうものを説明してください。

○消防長（鯉坂貞司郎君）

今回の購入する車両につきましては、現在のポンプ自動車とほぼ同一の形態のCD型の消防ポンプ自動車になります。

○木下 賢治議員

先ほど言いましたけれども、当然小型ポンプも掲載されているかと思うんですけども、そういう、結構農道等あるし山間部もあるわけですが、そこ辺を考慮はされなかったものか。当然地元との話し合いの上での結果だろうとは思いますが、参考までに。

○消防長（鯉坂貞司郎君）

大変申しわけありません。地元との協議について、私のほうで聞き及んでおりません。担当の消防団係のほうで分団と協議の上決定していたものと私のほうでは承知しております。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

○宮之脇尚美議員

車体については今回余り大きく変わっていないということなんですが、従来こういう消防車の入札等があった場合は、議会で当然議決案件として契約案件がでるわけですけども、添付資料として、シャーシの型とか、艀装品等の主要なもの、従来と変わったものとか、あるいは以前の消防車で艀装品があったもので、今回更新をするものとか、あるいは乗せかえる分とか、そういう明細等を後ほどでも結構ですから提出をいただきたいというようなふうに。

当然、消防団系のほうとしては把握をされていると思いますので、提出をされるようお願いいたします。

それと、消防長が把握をしていないということであったんですが、決裁として消防長まで上がってこないのかどうか、そこら辺を1点お聞きいたします。

○消防長（鯉坂貞司郎君）

まず艤装の関係ですが、これにつきましては、資料を今手持ちがありませんが、消防署に帰りまして準備をいたします。乗せかえ品についても、物によっては乗せかえることが可能なものがありますので、あとで資料を提出させていただきたいと思います。

あと決裁についてであります。これにつきましては私の不徳のいたすところか、その前に既に決裁がなされていたのか、その把握をしておりませんので、まことに申しわけありませんでした。

○宮之脇尚美議員

私が申し上げているのは予算の関係ではなくて、入札結果についての決裁というのがあろうかと思うんですが、契約案件は当然消防署を通じて町長まで、あるいは決裁権がどうなっているか、副町長まで上がるのか、入札は副町長がされていますので、多分、金額からすると町長決裁になるかと思うんですけども、そういうことでお聞きをいたしております。

あわせて、この消防車だけではなくて、今回各会計繰越金等も充ててあるわけですが、従来は、こういう6月定例議会で繰越金等を充当する場合を想定しながら、各会計27年度収支状況調書、こういうもの等についても提出をされて、従前説明があったかと思うんですけども、これらの資料については議長から資料を提出されるように要請をいたしておきたいと思います。

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの資料の要請については、あとから配付をお願いします。

○消防長（鯉坂貞司郎君）

資料につきましては、後ほど準備したいと思います。

○宮之脇尚美議員

最初、冒頭に申し上げましたちょっと判りにくかったと思うんですが、この入札結果については消防長も当然決裁が入るのではないかということで申し上げているところ、そこら辺はどうなんでしょうか。承知していないということだったんですが、再度お聞きします。

○消防長（鯉坂貞司郎君）

入札結果につきましては、私のほうに決裁が回ってまいりました。本日議会に参加する上でしっかりと確認すべきところでありましたが、確認しておりませんでした。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件を採決します。

お諮りします。本件はこれを可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第59号 佐志分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」は可決されました。

ここで、しばらく休憩します。再開はおおむね午前10時50分とします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時49分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第16「報告第5号 平成27年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第16「報告第5号 平成27年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「報告第5号 平成27年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」であります。

これは、情報システム管理費ほか10事業に係ります予算を、地方自治法第213条の規定に基づき翌年度へ繰り越したもので、同法施行令第146条第2項の規定により別紙のとおり報告するものであります。

内容につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしくお願いたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「報告第5号 平成27年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの件に関して何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

別にありませんので、これで報告第5号を終わります。

△日程第17「報告第6号 平成27年度さつま町土地開

発公社収入支出決算について」、日程第18「報告第7号 平成28年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第17「報告第6号 平成27年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第18「報告第7号 平成28年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「報告第6号 平成27年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、「報告第7号 平成28年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」であります。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律第18条の規定に基づき提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、それぞれ別冊のとおり提出するものであります。

内容につきましては、企業誘致対策室長に説明させますので、よろしく願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企業誘致対策室長（市來 浩二君）

それでは、「報告第6号 平成27年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成27年度さつま町土地開発公社収入支出決算を別紙のとおり提出するものであります。

内容の説明を行います。

〔以下議案説明により省略〕

○企業誘致対策室長（市來 浩二君）

続きまして、「報告第7号 平成28年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成28年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出するものであります。

内容の説明を行います。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの報告2件に対する質疑は6月24日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第19「陳情について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第19「陳情について」であります。

6月2日までに受理した陳情については、お手元にお配りした文書表のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。6月8日は午前9時30分から本会議を開き、一般

質問を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午前11時02分

平成28年第2回さつま町議会定例会

第 2 日

平成28年6月8日

平成28年第2回定例会一般質問
平成28年6月8日（第2日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(13) 岸良 光廣	<p>1 地場産業育成について 人口減少が止まらない状態で、1人でも地元の若者がさつま町内で働く場をつくることが重要であると考えているが、地場産業の育成を今後町長はどのように考えているのか伺う。</p> <p>2 住民サービスについて さつま町も高齢化社会となって来ているが、高齢者に対する住民サービスは、現状で十分であると考えているのか。又は、今後まだまだ検討の必要があると考えているのか伺う。</p>
2	(10) 川口 憲男	<p>1 防災・災害対策について 平成18年7月の水害から10年を迎え、川内川の河川改修・鶴田ダムの再開発事業も終わりに近い状況にある。しかし、近年国内では平成18年を超える豪雨災害など予測できない自然災害が数多く発生していることから、次の3項目について伺う。</p> <p>(1) 避難所における耐震対策や高齢者対策など、その機能は十分に備えているのか。また、現在の避難所40カ所の総点検は実施されているのか伺う。</p> <p>(2) 災害発生時の非常用食料、飲料水、寝具などを保管する備蓄センター的な施設が必要と考える。閉校となった学校跡地を活用することもひとつの方法であるが、考えを伺う。</p> <p>(3) 防災行政無線の整備も計画されているが、その前段階として、原発災害時等における避難所・経路など地域への情報提供が不足していると考える。公民会を単位とした地域への周知と併せ防災訓練等の必要性を感じるが、考えを伺う。</p>
3	(1) 平八 重光輝	<p>1 がん検診率向上策について 「平成26年度がん検診50パーセント推進全国大会」において、自分自身やあなたを必要とする人のためにもがん検診をと呼びかけている。がんは早期発見、早期治療で完治もできる病気と言われていることから、次の4項目について伺う。</p> <p>(1) 我が町のがん検診の受診率は。</p> <p>(2) 受診による要精密検査者数と指導は。</p> <p>(3) 受診率向上対策と効果は。</p> <p>(4) 学校教育において啓発を行う考えは。</p> <p>2 2期目3年間の町政における成果と課題について 2期目最初の平成25年6月議会における所信表明で、町政運営の姿勢として3項目を重点施策として4つの戦略目標を掲げて町政にあたられているが、これまでの成果と課題について伺う。</p> <p>3 次期町長選挙について 来年実施される町長選挙への出馬意向について伺う。</p>

平成28年第2回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成28年6月8日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主査	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総 務 課 長	崎野 裕二 君
企画財政課長	押川 吉伸 君	福 祉 課 長	鍛冶屋 勇二 君
介護保険課長	中村 慎一 君	健康増進課長	四位 良和 君
商工観光課長	羽有 郁夫 君	企業誘致対策室長	市來 浩二 君
教育総務課長	角 茂樹 君	学校教育課長	佐々木 好彦 君
学校教育指導監	平 力 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから、平成28年第2回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

△日程第1「一般質問」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って、発言を許可します。

まず、13番、岸良光廣議員の発言を許します。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○岸良 光廣議員

おはようございます。まず、地場産業育成について。

人口減少がとまらない状態で、1人でも地元の若者がさつま町内で働く場をつくることが重要であると考えますが、地場産業育成を今後町長はどのように考えておられるのかを伺います。

次に、住民サービスについてであります。さつま町も高齢化社会となってきておりますが、高齢者に対する住民サービスは現状で十分であるんだというふうにお考えなのか、または今後まだまだ検討の必要があると考えておられるのか伺います。

なお、今、議長のほうから持ち時間60分ということでしたので、答弁のほうも手短に、明快にさせていただきますようお願い申し上げます。1回目の質問を終わります。

〔岸良 光廣議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

一般質問の1番目の岸良光廣議員に対しましてのお答えをさせていただきます。

一般質問の本会議の場合、お互いに議論をするという場でありますので、議会の活性化あるいは町政の発展のための場でありますので、手短にという考えもありますけれども、やはり御理解をいただくためには文章と同じく起承転結というものがありますので、やっぱり議論がいろいろ応酬ができる形でやっぱりお答えもさせていただきたいと思うところでございます。

まず、地場産業の育成の関係でございます。

人口減少問題というのはもう今、日本の大きな課題になっておるところでございます。私も、最重要課題としまして捉えて、第二次さつま町総合振興計画、そしてまたさつま町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をいたしたところでございます。本町の人口減少については、社会減というよりもどちらかといいますと自然減が著しいという特徴があるかと思っております。将来推計人口においても、特に生産年齢人口の割合というのが著しく減少していくことが予想されるために、おっしゃるとおり雇用の場というのは非常に極めて重要なことになっていくというふう認識をいたしております。

したがって、これまで工業団地の造成とか、あるいは企業立地優遇制度等によりまして積極的な企業誘致の活動とか、あるいは立地後の増設等の規模拡大の促進に取り組みまして若者の雇用の場の確保ということに努めてきたところでございます。

一方、このおっしゃる地場の産業の育成の関係であります。やはり地場産業という分野は非常に幅広い分野でございますので、その育成策としましては、現在は新規参入者の支援補助金と

か、あるいは制度資金の融資の公共の補助金とか、あるいは適用があれば企業立地の優遇制度等を行ってきております。ただ、企業立地の優遇制度については、その条件等が地場企業の場合なかなか難しい面もあると考えておりますので、そこで既存の企業の増設について、既存企業の増設、こういったことによって雇用の促進を図るということも大事でありますし、一方でおっしゃる地場企業の育成を図って新たな雇用を1人でも増やすと、このことが非常に大事なかなと思っております。

したがいまして、これから企業誘致活動は一生懸命やりますけども、なかなか国内の経済状況あるいは企業のお話を聞きますと、国内立地というのは極めて環境的に厳しいと思っておりますので、先ほど申し上げましたような現在立地をしている企業さんに頑張ってもらって、その増設あるいは地場にありますが本来の地場企業の皆さん方にそれなりに頑張ってもらって、それなりの手立てを講じていく必要があるかと、そのように考えております。その辺については、また今後具体的に考えていくところではありますが、いろいろ雇用が図れるようなそういう対策を新たな政策として取り上げていく必要があるかと思っております。

もう一つの住民サービスの関係です。

高齢者数についてはご案内のとおり、非常に鹿児島県内でも43市町村で上位から10番目ぐらいに位置する高齢化率であります。37%という状況でありますので、このような状況からいたしまして、これまでも高齢者福祉のサービスについてはいろんな国とかあるいは県の制度をうまく活用しながら、そしてまた町単でもかなりのことでこういったサービスに努めているところでございます。

例えば、この老人福祉への関係については8億4,000万円、あるいは介護保険の給付については30億5,000万円とか、あるいは後期高齢者の医療で3億3,700万円とか町単の関係でも65歳以上のいろんな健康づくりの関係についても4,900万円ということで、これを単純に合わせましても42億7,600万円という非常に多額の費用をつぎ込みながら高齢者福祉へのサービスに努めているわけであります。

おっしゃるとおり、これで満足かと、十分であると考えているかということではありますが、今までの取り組みからいたしまして、非常に高齢化がどんどん進んでいる中では高齢者の皆さん方が住みなれた地域で安心して暮らせる、そのためにはやっぱりいろんな制度を十分活用して町単でできる財政の範囲内では十分やっている、そのように考えているところであります。

ただ、今後の検討としましては、やはり時代の流れによって新たな需要、高齢者の皆さん方のニーズというのは高まっていくわけありますので、それに従って、それにふさわしいニーズに合ったことを十分検討しながら、もちろん財政的な面もありますので、それにもらみ合わせて対応をしていきたいと思っております。

[町長 日高 政勝君降壇]

○岸良 光廣議員

今、町長のほうから人口減のことと、それから地場産業の育成について答弁があったわけですが、今なぜ私がこの質問をしているかといいますと、この直近の2年間です、特に平成26年の3月をベースとして27年3月、それから28年3月、ことしの3月までですけど、このわずか2年間で868人人口減少になっているんですよ。昨年、一昨年も人口減少については町長に私が一般質問しているんですが、そのときには大体350から400人弱ぐらいの年間ベースの減少だったんですが、今回調べてみてびっくりしたのが平成27年3月は343名の減なんですけど、ことしの28年3月には525名、2年間平均しますと434名。これが434名、2年間平均なんですけど、これが平均400とした場合に、28年3月で2万2,453名のさつま町人

口があるんですが、これ10年後には1万8,000人を切る可能性も出てくるなあと。さらに言うならば、20年後、この直近2年間の平均になるとは考えられませんが、これからいつかときに、さつま町が1万5,000人を切って1万4,000人に20年後はなる可能性が出てくるなあとという危惧をしております。その中で、町長の先ほども答弁がありましたけど、さつま町の人口の落ちていくペースを何とかおくらして人口減をとめるとまではいかななくても、減るペースをとめるためには、さつま町以外からの移住者、特に薩摩川内市あるいは出水、大口、こういうところからさつま町に住んでみようというような具体的な住宅事情の問題とか、あるいは働く場を何とかつくっていく、そういうのを進めなければ、下手したら本当に10年後1万8,000人を切る可能性もあるし、20年後は1万4,000人台になってしまう、こういう可能性があるのではないかというふうに非常に危惧しております。その点で、やはり工業団地もなんですが、今のさつま町の働く方々の実際全体の中で何割ぐらいが地場産業に従事されているのかということをお考えすると、恐らく50%か60%が建設業あるいは水道工事、電気屋さん、あるいは地元の商店、あるいは地元にあります大企業の日特さんとかそういうのは別として、大半が恐らく地場産業に従事しながら、また薩摩川内市やら大口、それと出水、そういうところにも通勤されている方がほとんどであろうと、そういうのを考えたときに、本当にもう一回地場産業をどうやって育成していくのか、あるいは町としてどのような補助にしろ何にしろ、やはり地場産業にも目新しい産業ちゅうのはあるのではないかなということをお非常に考えるわけです。その点で地場産業育成についても、商工観光課もありますけども、やはり商工観光課を中心として地場産業のどういった形で今雇用されているのか、今後どういうふうな形で進めていこうというふうに考えられるのか、その辺を町長、商工観光課のほうにも地場産業の専門の担当者ちゅうか、そういう方を充てられる考えはないかどうかお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

地場産業の育成については、もう過去から非常に重要な課題だということをお言われてきておりますが、どちらかといいますと商工会とかそういう方を通じての補助金をやったりということで、直接的な取り組みというのはちょっと余りなかったちゅう感じは確かにあるかと思っております。

したがいまして、先ほど申し上げましたとおり、今企業立地というのは非常に難しい背景がございますので、やはり地場の企業をいかに振興するかということはおっしゃるとおり非常に大事な分野であるというふうに考えておりますので、やはり先ほど申し上げましたとおり、やっぱりどういう一つの支援策があるかということについては十分研究をする必要もありませんが、例えば、おっしゃる人口減、地元若いう人たちが1人でも多く住んでいただくような、例えば就業の場というのを確保をいかにしていくかということでもあります。そのためにはやっぱり企業の経営の改善とかいろんな努力は必要であるかと思っておりますので、その辺は例えば雇用促進のための、例えば商店あるいは地場の企業に雇用していただく場合は雇用奨励のそういった支援策をやるとか、あるいはいろんなそういう経営改善のためのいろんな資金に対しては、それなりの融資がさまざまありますので、そういったことも紹介しながら、場合によってはその支援策を何か考えていくとか、そういうことがいろいろ出てくるかと思っております。それについてはまた具体的に対応は、これから十分検討はしてまいりたいと思っております。

○岸良 光廣議員

今の地場産業のことについて、今回町長に一般質問するに当たり、私も地元の企業さんを複数話を聞いてまいりました。実際、地元でそういう会社経営をされている方々の話を聞いて、これは建設業もですし、先ほども言いました個人商店もでしょうし、電気工事屋さん、水道工事屋さん、あるいはいろんな工場を運営されているところ、そういうところを複数聞いたんですが、聞

くのが、「さつま町は工業団地なんかによそから入ってくるには、わけれか補助金を出しゃっどん、地元の我々地場産業にはあんまり加勢してくいやれんちゅうか、あんまり手厚いとは思わない」というふうなそういう意見等も非常に多く聞かれました。実際、そういうのを踏まえて今回町長にちょっとお伺いしたいんですが、個人、企業の名前を言うわけにはいきませんので、私が今回大体10社から12社ぐらい回った中で、非常に関心を持ったところを1社だけ、S社として質問させていただきます。

これを質問する前に、非常に誤解を与えてはならないので詳しく言っておきますが、さつま町内にも鹿児島県内にも屋根工事、瓦の施工業者はたくさんおられます。その中で、鹿児島県内で施工工事ではなくて瓦を製造されている業者、これは非常に少なくなってきました。地元でも瓦の製造をしているのは恐らく1社だけではないかなというふうに考えるわけですが、その中でS社について私も今回びっくりしたんですよ。これは、いきさつは時間の関係上深くは説明しませんが、鹿児島県と共同で、これは今から話しますのは瓦の施工業者じゃなくて瓦のメーカーです、資材メーカーです。この資材メーカーとして地元のS社が平成13年12月19日に鹿児島県と共同で特許を請願して、これが平成18年4月7日に特許を取得しております。これは高耐久性シラス瓦ということなんですが、これに至った理由としては、鹿児島県の工業技術センターの袖山先生という方が、このS社のほうに来社されたときにシラスをまいた瓦が15年間放置されていたと。それを見て、これは非常に可能性があるんじゃないかということで、共同で開発をしてみないかちゅう話があったみたいです。そこで、鹿児島県のほうもこれは非常に有望じゃないかということで、これは鹿児島県からこのS社に開発の補助金が出たそうです。この新しい瓦を、鹿児島県のシラスを使ったこの瓦を使って高耐久性シラス瓦をつくるまでに鹿児島県から補助が出て、鹿児島県の工業技術センターと共同開発をして、これは当然長年時間がかかったと思うんですけど、それで今鹿児島県で瓦を新築あるいは瓦のふきかえをしようと思えば、例えば全国に有名な陶器瓦とか石州瓦とかありますけど、そういう瓦等を使う場合は鹿児島県の業者がそういうメーカーに発注をして、それを仕入れてするんですが、今鹿児島にそういう陶器瓦と比較しても軽量で耐久性が強くて耐震性もすごいというのを、鹿児島県と先ほどから申しますように特許を申請しておったことを私も今回初めて知ったんですが、この件について町長は御存じだったでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

過去詳しくはちょっとなんですけども、そういうお話を聞いたことはございます。

○岸良 光廣議員

今、このS社の耐久性シラス瓦について取り上げたんですが、私はこれをなぜ取り上げたかといいますと、商工観光課のほうで地元特産品と、これは農業関係の二次製品、三次製品として、そういう地元の特産品をつくるちゅうことで農産物加工についてはさつま町も非常に力を入れておられると思うんですけども、ただこれは商工観光課の中でいくと商工業としての特産品、これはなぜこういうことを質問するかというと、鹿児島県が今回ずっと調べてみたら、このS社の耐久性シラス瓦の特性がものすごくすぐれていると。石州瓦あるいは陶器瓦、セメント瓦に対して、先ほど申しましたように軽量で防災、そういうのにも非常にすぐれているというデータが出たことによって鹿児島県はこれを推奨しようということで業界紙にも新聞にも、私これ初めて見てこれもまたびっくりしたんですけど、鹿児島県が地産地消をしようということで屋根のそういう業界紙の新聞にも鹿児島県が地産地消を進めますよということで、鹿児島県が所管する離島を含めて住宅等の屋根瓦の、これについてはこの耐久性シラス瓦を指定してるんですよ。鹿児島県の地産地消だと、これは特産品なんだということで県がそういうように推奨をしているんですが、そ

れを見たときに、本当の地元ちゅうのはさつま町だと思うんですけど。町長、県がそこまで推奨しているんだけど、さつま町はその推奨までは今至ってないと思うんですが、その辺について町長のお考えを伺います。

○町長（日高 政勝君）

工業試験センターにおいて研究をされまして、そういったすばらしい製品ができたというようなお話でございます。県もそういう試験センターのほうで、結果がすばらしいものであったということで、県としてもいわゆる地産地消という観点からされていらっしゃるかと思っております。

私どもも過去そういうお話を少し伺ったことがありましたので、その辺については、やはり県はそういう立場があってそういうことで、せっかく試験センターを経られて、そういうことで結果が出たからこのお知らせをされたと思うんですけど、やっぱり一般的に考えますと、やはりそういう業者のそちら辺のPRについては、やっぱり本来の企業のほうでPRをやっていたくというのが姿ではないかと思っております。ただ、紹介としてはこういう地元にも、こういうシラスを使った、いわゆる地域資源を活用して、こんな立派なものができますよということは紹介はできるかとは思いますが、例えばこのシラスを使った町内にも別の製品を捉えた企業さんもありますが、そこについては独自でそれなりのところと提携をしながらまたそういうPRもやっていらっしゃるわけでありますので、これは行政として特定の企業を捉えてそこをやるということについてはなかなか難しい面もありますので、ただ一般的にこういう企業の紹介の中でこういう特殊な製品のすぐれたものがありますということは、いろんな形で企業紹介の中では、全般的な紹介の中でできることはあるかと思っております。

○岸良 光廣議員

町長、今の答弁非常に私は残念に思います。というのは、ほかの業者がと言われましたけど、今現在、瓦製造でそれだけやってるのは恐らくこのS社だけだと思いますよ。で、なおかつ私が今ここで非常に残念に思いますと言ったのは、私がなぜこれを県が推奨して瓦屋根材として設計段階でこの耐久性シラス瓦を指定して、私が言ったのは施工業者じゃありませんよ。この屋根材としての資材メーカーの話ですよというのを最初に申し上げたつもりです。だから今町長の答弁の中には恐らく施工業者のことが入ってるんだろうなと思っておりますが、私は施工業者のことについては一切質問しておりません。屋根材の屋根メーカーとしてのこのS社のことを今質問しております。で、これが鹿児島県が施工業者は全く多数ありますんで、このS社のシラス瓦が県が指定して設計段階に入ったにしても施工はまた別問題です。で、私が今質問しているのは、今町長も先ほど地元の地場産業をどうやって活性化すればいいか非常に難しいんだというような内容の答弁がありました。

そこで、私が今残念だと申し上げましたのは、地元でそれだけ県も推奨して県の設計段階からそういうものを指定している。それが、さつま町地元には本社がある会社です。先ほども言いました、商工業の特産品として捉えるべきじゃないですかと。そのシラス瓦を町も推奨すべきじゃないですかと。それが本当に全国展開になったときに、地元の地場産業の屋根材のメーカーとしてシラス瓦が全国的にどンドンドンドン普及していきます。そこで、工場が大きくなると当然それをつくるための人も出てきます。ということは、雇用が生まれる。企業が大きくなれば税収も増えるわけです。その点考えると、県が開発補助金まで出して地産地消を訴えて、それだけさつま町の企業が新しい製品をつくった、それに対して推奨するんだけど、さつま町は今の町長の答弁であれば企業努力だと。非常に残念です。これだけ地元が頑張っている地場産業があるのに、なぜさつま町としての、県と一緒にそういう地場産業企業育成をしないのかなというのが、これはこのS社だけに限ったことではありません。そういうところがなければ地場産業が伸びて

いけないと思います。その点について、町長もう一回伺いますけども、地場産業をゼロから育てるんじゃなくて県も協力したわけだから、そういうすぐれた製品ができたのであれば地元の商工業の特産品としてこれを推奨する考えはありますか、もう一回伺います。

○町長（日高 政勝君）

確かに、シラスを使って新しい製品の開発という意味では県の立場でそういう開発をされたわけですので、県としては、そういうことでいろいろ紹介もあったと思うんですけども、やはり、いわゆる資材メーカーということなんですけども、やはり結果としてできた製品をいかに使っていただくかということになるかと思っておりますので、やはりそこについては、それぞれやっぱり販売等については企業努力というのは当然この場合もやってらっしゃるわけでありまして、やはり特定のところを、行政のほうでそれをやるということについては、やはりほかの瓦の販売業者もいらっしゃいますので、その辺の公平性ということを考えたらいろいろ難しい面があるということを申し上げているわけでありまして。

○岸良 光廣議員

町長、本当に地元の町のトップを預かる長のお言葉とは思えません。私は何回も申し上げております。施工業者は複数いますよ。製造業者は恐らくこのS社だけです、よく調べてください。それを申し上げながら、まず私がまた1つだけ。これは、誤解してほしくないんですけど、先ほど申し上げました今回のこの一般質問をするに当たり、十数社のいろんな意見を聞きましたという中で、地元で本当に頑張っているところで県からこういう開発補助金までもらって、それで製品を開発して、それを県が推奨する。推奨して、施工業者はどこがとるか判りませんが、この耐久性シラス瓦がどのぐらい性能がいいのができたかと言いますと、これは新聞等にも出ておりますけども、従来のセメント瓦からすれば、瓦1枚当たりの重量が10%から20%軽い。なおかつ、暴風雨、例えば離島、台風がかなり来ます。そういう中において、風速80メートルでも壊れにくい構造になっているそうです。それも新聞等にもあるいはいろんなものにも出ておりますけども、やはり私は町長に今質問しているのは、当然町内にも瓦の施工業者は複数ありましてということを申し上げております。ただし、地元でそういう施工業者がありますけども100%瓦を製造しているというのとはほかには恐らくないであろうというふうに、私が調べたところではですね。なおかつ、これを県がそこまで推奨してくれてるんですが、開発補助金またはそのほかにも開発をしたけども、いろんな用途に利用できるように、また補助金を出しているんなこの耐久性シラス瓦がいろんな用途に用いられるように、そういうまたさらなる開発をするための補助金も出し、地産地消をするんだということで、鹿児島県の離島とか鹿児島県が所管する住宅あるいは学校等もそういう屋根材として推奨しております。これが、何でさつま町は推奨でけんのかなと。というのは、もしほかの業者さんがそういうものを県も認める、あるいは特許を申請して特許でも認められる、そういうものをつくった場合も、今後ずっとさつま町はそういう製品を推奨しないのでしょうか。あるいは商工業がそれだけの新しい製品をつくったのに、今町長は、答弁ではほかの関係もあるから難しいと言われましたが、それであるならば、農産物の特産品もできないということです。農産物の特産品も、今特産品をつくらうちゅうかいろいろやってるわけですが、これも農業者のAさん、Bさん、Cさんをつくったんだけど、Dさん、Eさん、Hさんはかかわっていない、これを町は推奨することはできんということに当てはまると思うんですが、町長その辺どうですか。

○町長（日高 政勝君）

やはり、行政の仕事というのは特定のやっぱり個人というか業者とかそこに捉えるといろいろな見方が出てきますので、やはりこの農産物についてもやはり共同出荷とか、例えば農協とかそ

ういうものを通じた上で一つのブランド化という形でこの出荷をいたしておるわけです。そこに対して町の全体的な農産物の振興という形でいろんな支援をやってるわけで、特定の農家とかそのためにやってるといふ意味合いではないかと思っております。

いろんな助成制度もありますけれども、特にやっぱり市場のそういうところに出す場合は、一つのさつま町の特産という形での大きなふるいの中でやってるわけでありますので、その辺は御理解を賜りたいと思います。

とにかく、町内に本当にすばらしいそういう研究開発をされていいものができたということであれば、あるひこほかの瓦とはこういうふうにおっしゃるとおり軽量もできています。あるいは堅牢であるとか耐久性もありますよということであればあるほどそういう特徴を出しながら販売をしていただくということは業者としてのまた特徴のある販売のやり方ではないかと思っておりますので、そこをまた行政が販売のところまで一業者を捉えていくということについてはなかなか難しい面があるかと思っております。

県とされましてはいろんな試験研究センターですから、個人とかあるいは団体の企業さんのほうでもこういうものをしてほしいというのがあれば、そういう地域の資源を開発してその産業のためにやるということであれば助成金を出したり、これはやっているかと思っております。せっかくつくった試験センターでありますから、そこを活用していただくためにはやっぱり助成金を出したりやってるかと思っております。できて、結果的に今できましたよということになれば、県とすれば地域産業という形でやっていく。幅広い意味で捉えていらっしゃる。やっぱりなかなかそれぞれいろんな行政の立場ちゅうのがありますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

○岸良 光廣議員

町長、今の答弁は矛盾すると思うんですが。というのは、今町長が一個人、一企業と言われましてけども、確かこの庁舎が完成して合併10周年記念をしたときも、さつま町の一業者がつくったさつま町のプレートを確か町報もですけど新聞等にも紹介されたはずですよ。これは、さつま町でこういうすぐれた企業があるんだというのを確か町長はアピールされたと思うんですが、なぜじゃあそういう本当に町長が言われるように一会社、一個人にということであれば、あれ、今町長が言われたのはちょっと違うなあというふうに思うわけです。そこはそこでおいて、ただ、何回も繰り返しますけども、本当に地場産業の活性化をするのであれば、県の工業試験場がどうであれ、そこに県の工業試験場をお願いをしていろんな地場産業をつくろうと、そこに県の補助金、推奨金を出すと、そういうのがあった場合に、そや県のこっじゃってさつま町は関係ねえと、今町長の答弁を聞いておればそうとしか受け取れないような答弁なんですよ。それで本当に地場産業を活性化させようという気があられるのかどうか、もう一回その点をお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

県のそういった試験場を活用してのそこと、あるいは一般的におっしゃるいわゆるPRですか、そういうこととはちょっと意味合いが違うんじゃないかと私は思っておりますので。それだけです。

○岸良 光廣議員

町長、もう地場産業は勝手にせえと我がたっで何もかんもせえと、立地企業で来るところには従業員を1人でも雇えば、その分人件費をこれだけみますよとか、土地の購入をしたらこれだけ補助を出しますよと。立地企業さんどんどん来てください、地場産業はもう我がたっで勝手にせえ、町は関係ねえと、県は県、さつま町はさつま町で、さつま町の独自で何もせんとやという

ふうには聞こえませんが、本当にそれでいいんでしょうか、町長。本当にもう一回お願いします。

○町長（日高 政勝君）

ちょっと誤解をしては困りますけども、やはり地場の企業の関係については毎年商工会を通じて、商工業に入っている加入者の皆さんが中心になると思いますけれども、そこには相当のお金を毎年こうしてお願いしているわけですよね。商店にしる、工業関係の加入されていらっしゃる方もいらっしゃると思うんですけども、建設業であっても、そういうことで直接的なほうじゃないんですけど、そういう公の組織を通じてやっぱり町としては育成に努力をしているわけです。その辺は、今までも議会の中で論議をして十分お判りだと思っております。

○岸良 光廣議員

確かに、商工会には町からの補助金も入っております。ただ、補助金がどのように使われているのか私も詳細はよく知りません。聞くところによると、どういう活用をされているかわからないんですが、ただここで私が申し上げたいのは何回も何回も言いますように、これは瓦の屋根の施工業者の話ではありませんよ。さつま町の一企業が県のほうの協力をもらい、全国に出しても恥ずかしくない耐久性シラス瓦を発明して、その今販売に乗り出している。それに鹿児島県も、今町長の話であれば、そや県が工業試験場で利用してくれる人のために推奨金を出してるんだ、だから県はすべきだという答弁なんですけど、私は非常に残念です。これはS社だけのことだけじゃなくて、これからほかの地場産業も、例えば治工具関係の、あるいはいろんな精密機械の工場をされてる方が、もし今後そういう製造方法だとか機械だとかそういうものを鹿児島県のそういう工業試験場あるいは県の補助金を受けて製品を開発してもさつま町は何もせんよと、推奨しませんよと、ほかに同業者がおったら推奨しませんよと。ただ私は同業者ちゅうのが非常に理解に苦しむんですけど、屋根工事のそういう施工業者は確かに同業者がおられますけども、これだけ地元が地場産業の1社だけでも瓦の建築資材メーカーとして本当に今から全国に打って出ようと、鹿児島県もそれを支えようとするときに、今の町長の答弁を聞かれたほかの工業関係、精密機械関係、あるいはそういうところなんか「ああ、さつま町はしてくれんのだなあ」というふうには受け取られかねないなあというものすごい危惧を受けます。だから、できるならば町長にお願い申し上げますけども、それだけ地場産業が頑張ってるのであれば、それだけ県と共同で特許まで取っているのであれば、これはやっぱりそういうさつま町にもこういういい製品がありますよちゅうことで、例えば全部じゃなくても町が発注する工事の50%だけでもそういう耐久性シラス瓦を使って試験的にやっぱりいいのであれば、これはさつま町の特産品にしようというぐらいの今後の展開は考えていただきたいなあというふうに思うんですが、その点いかがでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

先ほどから申し上げますとおり、やっぱりそれだけ特徴のある製品、素晴らしいものだと思いますので、そこにあればそれだけにまた宣伝のやり方によってはお客さんがたくさん出てくるんじゃないかと思っておりますので、それを行政でやるかということについては、やはりいろんな見方ちゅうのがありますので、行政ちゅうのは幅広く公平という立場がございますので、特定のそういうところだけを捉えてこれをやるということについては非常に難しい分野があるというように理解をしています。特にまた、町内にもまたそういうシラスの原料を使って製品をつくられて、現に会社自体でもいろいろとやってらっしゃるところもありますし、そこを町でそういうものを宣伝をするかということについてはいささか私は疑問を持っております。

○岸良 光廣議員

済いませんけど、そのS社以外でシラスを使って瓦をつくっておられるところ、それを製造されているところは本当にありますか。

○町長（日高 政勝君）

瓦ということじゃなくて、シラスを原料にした製品が出ておるということで、その人が今申し上げたようなことでやってらっしゃるということを申し上げたところであります。

○岸良 光廣議員

残念ですね。こうも県のほうが後押しをしているにもかかわらず、このS社だけじゃなくて今後も地場産業を育成をすると言われますけど、町長は一切、今の答弁であれば、地場産業にはそういうことは町は一切加勢せんぞと、自分たちで勝手にやってくださいというような内容の答弁であったというふうに理解をして次に進みます。

住民サービス高齢化について、今の現状でいいと考えるのか、あるいはまだまだ検討が必要であるのかどうですかと聞いたら町長は、予算もつけてるんだと、一生懸命やってるんだというふうに答弁されましたが、全く町長、現場は見てないんですね。今回、議会報告会でいろいろ回りますと、町長は常に「住民目線で」ということを言われるんですが、回ってみますと非常に厳しいお言葉をいただきました。これは、多分包括支援センターだと思うんですが、いろんな手続をするために資料をもらいに行きました。「インターネットを見てください。申請書が出ています。」その方が「インターネットをつこわならんしゃいけんすればよかとよ」と、「そのときは来てもらえば資料は、申請書を出しますよ」と、そういう答弁だったそうです。これは、私だけじゃなくてほかの議員の方も聞いておられたんですが、これはほかにもいろいろそういう似たような住民からの話は聞きますけど、ここまで面と向かって初めて言われました。何を言いたいかちゅうと、役場職員の方は全員自分のデスクにパソコンがあります。じゃあ町長、60歳以上の高齢者で自宅にパソコンを持っておられる方が何割程度おられると町長お考えですか、答弁ください。

○町長（日高 政勝君）

先ほどの、地場産業は勝手にしろと、そういう解釈、理解をしてもらうと、これは誤解ではっきり申し上げます。先ほど申し上げましたとおり、これまでも地場産業については大事な産業であると、古来から一生懸命頑張ってきたところでもありますから、商工会とかでいろんな場で支援は、行政はずっとやってきてるわけですので、そこは誤解のないようにしていただきたいと思います。

これからもまたおっしゃるとおり、雇用のためにできることについてはいろんな雇用が1人でも増やせる形での支援とか、あるいは制度資金のいろいろな活用を高めて企業の改善のために頑張っていたきたい、そういう気持ちはこれからも持っておりますので誤解のないようにしていただきたいと思います。

それから、役場職員の対応です。確かに、常に役場職員というのは、町民の目線でやってくれと。親切丁寧に対応してくれということは私のほうから常に口酸っぱく言っております。中には非常にお褒めの言葉をいただいたり、お手紙をいただいたりありますけども、おっしゃるとおり、時には今インターネットの世界ですので単純にそういうことを言葉として言った職員があるとすれば非常に残念です。やはり、高齢化が進んでやはりインターネットの世界というのは若い人たちを中心になかなか全部は普及をしてないわけですので、本当その辺の対応については今後改めて注意喚起をしてまいりたいと思っております。

ご質問の何割の高齢者がパソコンを持っているかのその辺まではちょっと把握しておりません。

○岸良 光廣議員

先ほどの地場産業育成については、町長がまた答弁をされましたけど、本当に町長が言われるように、これからもやはり地場産業を温かく見守っていただき、また育てていただくように、いろんな形で、全面的とは言いませんので、少しずつでもやはり地場産業に手を差し伸べていただきたい。そうすれば少しでも雇用を増やせる場ができると思いますんで、ぜひ今町長が答弁なされたように協力していただきますようお願いを申し上げておきます。

それでは、今の高齢者に対するサービスなんですが、これは確かに今私が町長に60歳以上の高齢者がどのぐらいパソコンを持っておられるか判りますかと、これは私も判りません。なぜかといいますと、今60歳はまだいいんですが、65歳、70歳以上になった方が本当にパソコンを使われるのかなあと、それに対してさつま町の職員の方々は、先ほど言いましたように全てのデスクにパソコンがありますよね。パソコンがあれば、我々が、「自分たちが使ってるんだから簡単にパソコンでインターネットでしてくいやれば楽やっこいねえ」と、それをもとにして町民に話をするちゅうのは言語道断なんですよ。で、なおかつ60歳以下の方でも自宅にパソコンを持ってらっしゃらない方もかなりおられます。そういう方々にも「インターネットで引っ張ってください」と言えば、「どっかインターネットがでくいしゃおらんけ」と、尋ねて回らんにかい。こんなことは役場職員の口から出すべきじゃないと思うんですよ。だから、まず行政としては、その要請の用紙はこちらにありますと、来ていただければこちらで説明をします、というのをまず話をして、そのあと、もしインターネットをお使いであればこういうインターネットでもとれますよ、とあとから説明をする。その前後を変えるだけでも町民にとってはものすごくありがたいし、判りやすいと思うんですよ。そこを職員の方がまず開口一番にインターネットを言われるということは、自分たちのことしか考えていない、もしくは町長があればほど町民目線に立ってというふうに言われるのに、そういう現場がそういう安易な自分たち目線で、町民目線じゃなくて自分たち目線で言うちゅうことは、やはり管理職以下全員の方は、町長の町民目線というのをもう一回理解してもらって、各窓口でも町民一人一人にそういう不快な思いをさせないように、これは町長、町のトップとして管理職を含めてもう一回指導してもらいたいと思いますが、その辺について町長の意気込みを聞かしてください。

○町長（日高 政勝君）

先ほども申し上げましたとおり、やっぱり役場の職員というのは町民が主役ですよいつも申し上げております。今、そういう立場で仕事をさしてもらってるから、やはりお客さんに対しては、とにかく判りやすく丁寧に親切に対応していただきたいというようなことを申し上げているところであります。本当、今そういう世界の中で、インターネットの中で仕事をしている中でありますから、ついそういう対応が出てきたかも判りませんが、今後はやはり基本に返ってその辺の対応についてはしっかり行っていただくように改めて注意喚起をしてまいります。

○岸良 光廣議員

ぜひそのようにお願いをしておきます。特に、これから高齢化社会がますます進みます。一番最初に申し上げましたように、直近のこの2年間で800人を超える人口が減ってますよと、1年平均をしても400人を超えてますよと。ということは10年後、20年後にはさつま町の人口は1万5,000人を割り込んで1万4,000人になっていく可能性を十分に踏まえているということをやはり念頭に置きながら、町長が5カ年計画でも移住者を受け入れる方法を考えようというのをうたっておりますけども、移住者を増やす、あるいはさつま町内で働く人を増やす、あるいは今のように高齢者にも温かいまちづくりを進める、そういうのをしていかないとさつま町に来ていただける、移住していただける、そういうのはなかなか難しいと思います。その中で、先ほど来、町長にちょっと言葉ではきついことも言ったと思いますが、とにかく地場産業を大事

に育てていくこと、高齢者を温かく支援していくこと、この2点が、今後さつま町が人口が減っていく中でまず第一に考えなければならないことだと思いますので、そのことについて町長にお願いをいたしまして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（舟倉 武則議員）

これで、岸良光廣議員の一般質問を終わります。

次は、10番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

さきに通告しました防災対策について質問をいたします。

まず、熊本地方の地震災害で、いまだに避難生活、自宅の倒壊等で以前の生活ができない方々に早急な復旧と被害からの苦しみと一日も早い従来の生活に戻れることを強く望みますとともにお見舞い申し上げたいと思います。

国も全面的な復興に物心両面から支援に動いていますが、災害はこうむった人でないと判り得ない心身的な苦痛があります。私も18年水害で住宅、果樹園を一瞬にして失いました。あれから10年経過し、大雨や川内川の増水の状況を見ると、あの当時の情景が今でも浮かんできます。

さつま町では昼間の時間帯でしたので、避難より身の回り品等整理の中で途中で明け暮れることがいっぱい家から逃げるのが精一杯でした。夜だったら、今日の私は存在しないのではとつらい思いでいっぱいです。ちょっと前置きが長くなりましたが、ここ数年、例を見ない降雨量による風水害、地震災害等自然災害が起こっている。さつま町も10年を経過しましたが、災害は忘れたころに起こると言われます。これまでの災害等を踏まえ、新たな対策が必要と考えます。次の3点について取り組みについて質問いたします。

1 問目。避難所における耐震対策や高齢者対策など、その機能は十分に備えているのか。また、現在の避難所40カ所の総点検が実施されているのか伺います。

2 問目。災害発生時の非常用食料、飲料水、寝具などを保管する備蓄センター的な施設が必要と考えるが、閉校となった学校跡地を活用することも一つの方法であるが、考えを伺いたしたいと思います。

3 問目。防災行政無線の整備も計画されているが、その前の段階として原発災害等における避難所・経路など地域への情報提供が不足していると考え。公民会を単位とした地域への周知とあわせ防災意識の必要性を感じるが、その考えをお伺いいたします。

町長がいつも言われる「自助」、「公助」、「共助」の考えを推進されるべきではといつも思っておりますが、先般5月の避難訓練のときも、防災無線を使ってそのことを申し上げられておりました。しかし、原発災害でも、これはあってはならないことではありますが、避難のあり方が十分住民に、町民に浸透していないと感じております。災害はまず自分の身を守ることが第一であるが、行政として地域から被害者を出さない対策が大事です。そのために、あらゆる支援策や対策を町民に示すことではないかと思えます。ちょっと長くなりましたが、1回目の質問いたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

川口憲男議員のほうから3項目ですかね、防災・災害対策についてのお尋ねでございますのでそれぞれお答えをさせていただきます。

まず、防災・災害対策についての1点目の避難所における耐震対策あるいは高齢者対策など、

その機能は十分に備えているのかということでございます。また、現在の避難所の40カ所の総点検は実施されているのかという御質問でございます。

御案内のとおり平成18年7月の水害で未曾有の被害を受けましてから、ことしでちょうど10年を迎えるところでございます。この間、国、県、被害を受けられた地域の皆様の御理解と御協力によりまして近代土木の技術やアイデアの粋を結集して親水性の高い河川改修や国際的にも事例のないダムの再開発事業などが実施をされまして、川内川沿川も見事復興したと感じているところであります。ただ、国内に目を向けますと、議員の御指摘のとおり毎年過去に例を見ないような災害が発生しているのも事実でございます。私は、復旧工事等が完成した今だからこそあの被災したときを忘れないために、また全国で発生している大規模災害のようにお互いが犠牲とならないように機会を捉えては最近の災害の発生の状況に触れながら災害の備え、自助・共助の重要性をお願いしているところであります。

昨日もちょうどダムの再開発に当たりましての出水期を前にした再開発後の発現効果を発揮をしなければならぬということで、いわゆる被災地区の皆様方を中心にされましてダムのほうでいろいろ説明会があったところでございます。いろいろとまたダムのための量も1.3倍に増えて、その放流のダム操作のあり方等についてもお互いに意見交換がなされたところでございます。改めてそういった水害に対する思いをいたしながら注意をお互いにしなきゃならないと感じたところでございます。

現在、町内の一般的な避難所につきましては延べ40カ所ということで指定をいたしております。災害の種類別に利用の可否について区別をいたしております。台風であったり、あるいは水害であったり、あるいは地震によってはその避難所の対応というのが変わってくるというふうを考えておりますので、そのような対応の仕方をしております。そして一般的には、地震向けと地震以外の2区分で分類しております。それから、従来から避難所の指定に当たりましては各地域に存在する公共施設であります。また、居住空間とか駐車場など一定のスペースが確保できることなどからこの小学校を中心とする教育施設が指定をされてきた経緯がございます。

しかし、水害とか地震災害の発生、また施設の耐震診断結果、近年での土砂災害警戒区域の指定の状況などからしますと、その都度見直しをする必要がありますので、そういったことで見直しを進めてきておりまして、安全性の確保という視点から、それぞれの地域で一定の評価、理解をいただいていると考えているところでございます。ただ、避難所への環境的な要求というのは、従来臨時的な退避でのスペースという捉え方で足りていたような気がいたしますけれども、現在では短期間の居住スペースに近い捉え方を要求されるようになってきておると考えているところであります。熊本地震でもそのような状況が見受けられたところであります。

やはり、トイレの洋式化などについても計画的に改修をする必要もあるかというように考えておりまして整備もしてきております。平成26年度にはNTTの支援と協力をいただきまして、39の施設に44回線の災害時特設電話の回線を設置していただきまして、通信手段の整備も進めてきております。今後におきましても引き続き、状況を見ながらその整備を進める必要があるかと考えております。

次に、2点目の災害発生時の非常用の食料とか飲料水、寝具などを保管する備蓄センター的な施設が必要と考えるが、閉校となった学校跡地を利用する考えはないかということでもあります。

閉校となりました学校施設につきましては、利活用の計画について今各地域でそれぞれの思いをお持ちでございますので、いろいろ検討がなされております。学校に限らず物資の保管場所というのは、必要に応じて休廃止となっています公共施設を有効活用しているところでございます。

今回の閉校施設につきましては、各地域の要望とか意見を踏まえた上で、最も有効且つ可能な

限り地域の活性化に結びつくというような活用のほうが望ましいと考えておりますので、現段階では直接、直ちに備蓄センターというふうな活用については、今のところはしておりません。まずは、そういう地域活性化のための利活用を優先した形で話し合いをしていただくことにしたところであります。

次の3点目の防災行政無線の関係のことをございます。

原子力防災計画に限らず防災上の情報で必要と思われるものにつきましては、これまでも主な情報は印刷物で各世帯に配布をしていると思っております。従来のデータでは地図なども小さく見にくいとか、そういうような御意見もございましたことから、平成27年度予算で防災情報全般を盛り込んだハザードマップを作成しているところであります。いわゆる洪水の水災害とか、あるいは台風、土砂災害、そういった地域のハザードマップ、あるいは原子力の避難の関係、避難道路とか、そういったことを網羅した形で一括したものに集約をしながら、今取りまとめをいたしておるところであります。今、河川事務所のほうでもそういった国内の主要河川の浸水区域図のデータまで今整備をしておりますので、そういったものまで掲載をしようということで、今それもあわせて作業中であります。完成をいたしますと、原子力災害対策編とその他の自然災害対策編のこの2分冊のA3サイズで、それぞれ40ページを超える内容になっておりますが、防災マップを全世帯にお届けをする予定にしておりますので、ことしの10年を迎えた年に改めて防災の意識を高めていただきたいと思いますと思うところをございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午前10時45分とします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時43分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○川口 憲男議員

町長のほうに答弁いただきましたけれども、1点目からちょっと質問いたしたいと思います。

避難所の考え方は十分ということかということで質問いたしたんですが、町長の答弁の中いろいろなことで今対策を取っているということでございました。

まず、1点ですね。この地震と大雨の避難所として40カ所の中でこうして分けてされておるんですけども、このことを大雨の時にはこの避難所ですよ。地震の時はこの避難所ですよという事は十分住民に周知されているのか。その点をまず1点お聞きしたいと思います。

○総務課長（崎野 裕二君）

避難所の関係につきましては40カ所を指定しまして、先ほど、町長の答弁のとおり、耐震性の少ないものについては地震の時には遠慮していただくと。それから、土砂災害警戒区域等に影響のある所につきましては、水災害、雨の時には遠慮していただくということで、こういったものにつきましては、事前に避難の経路が判りますので、案内をする時に、どこ地区はどこに避難をしてくださいということで、その都度、呼びかけをしております。

資料は印刷物をお配りしてあると思うんですが、恐らく、文字が小さかったりで、なかなか見ていただいております。先ほどありましたとおり、27年度予算で繰り越

して作成中でありませけれども、もう少し大きめの地図ではっきり理解できるような地図を作成しまして、全戸配布の予定でありますので、ことしの目玉事業といいますか、防災事業の一つでありますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思ひます。

○川口 憲男議員

町長の答弁にもありましたように、27年度から今年度にもたがって、この防災情報全般を盛り込んだハザードマップを作成し、今年度中にできあがるのかな。A3サイズで40ページと、非常に大きなこのマップもできあがるということで、この中で、そういう水害ですかね。それから、地震とか、いろんなのに分けたところできてくるということなんですけど、先ほど申し上げました、なぜ、住民への周知を申し上げるかということをお願いするんですけど、地震はここですよ。水害はここですよ。

地震の場合はあつてからですね、逃げるのに対して熊本のとを見られても判るんですけど、あるいは地すべりとか、ああいうのが来た時には、どこというのを住民自身が周知してなければ、その逃げ方のほうも判らない状況です。

先ほど、一番最初、当初申し上げましたけれども、私も水害を受けた時に、水かさがどんどん増してきます。町長は、きのう、ダム再開発の説明会で、この放流のあり方等もということでしたけれども、議会とすれば7月22日やったですかね。実際、ダムの方に来ていただいて、そのところも勉強会をするというふうにしてるんですけども、水害の場合は、大雨の状況の中で18年のことを申し上げますと、紫尾山系が時間雨量100ミリを超すような雨が降って、急激にあふれてくるというような状態。その中でダムが放流するのが重なって、避難の状況もままならぬ状況。橋がつかつたり、あるいは、私の所も、私の家よりか上流の家が先に浸水するというような状況です。この雨の時には、先に、避難所はどうだと、避難経路はどうだということをお願いしていかなければ、以前にそういうことを周知してなければできない状況にあるんじゃないかと思ひますので、そういうことを聞きました。

それと、次に、災害、この避難所ですね。例えば、例を申し上げますと、薩摩永野なんですけれども、ここが地震と水害と、洪水内水面の時と地震の時と、町長、薩摩観音滝交流センター、薩摩農村環境改善センター、北さつま農業協同組合永野支所。こういうふうに3カ所に、洪水も、それから、地震も分かれてるんですけども、実際、北さつまの永野支所、ここ、永野の関係の方にすりゃ一番近い所なんですけれども、そこの水害の時等の土砂崩れですか。そういう時に、農協の支所長はもういないわけですから、そこに連絡が行って、十分、その時点で開けられるのか。そういう体制が十分整っているのか。そこあたりも、今後の対策と言ひますか、あるいは、その担当者なり、あるいは、地域の職員の方々の対応とか、いろんなことがそこに起こってくるんじゃないかと思ひます。

そういうところをもう少し地域との公民会長さんですかね。集落会長さん、そういう方との煮詰めと言ひますか、話し合いと言ひますか。そこあたりを十分してこられなきゃならないというふうになるんじゃないかと思ひます。そういう避難所の距離とか、その避難所のあり方というのは十分なのか。

もう一つ申し上げりゃ、先ほど申し上げましたダムの放流の再開発の説明会があつたということなんですけども、18年の災害の時に、湯田のほうじゃダムが決壊するというようなことで、あれは交流館ですかね。そこに避難されとつた方が急遽その避難所から、また、鶴田の体育館のほうに二次避難されたと。当然、虎居の方も虎居公民館が水没でだめだということで、薩摩中央高校に二次避難されたと。こういうことが起こり得る可能性があるんですけども、そのダム再開発の説明会、きのうので放流の状況がどうなるのか。今後の雨の関係で川の流れがどうなる

のか。そこで、また精査しなければならない点もあると思うんですよ。そういう避難所へのあり方、そういう距離が妥当なのか。そこあたりの水害に関して、水難事故に関して言えばどうなんでしょう。

町長、そこあたりまで把握する。もう一回、精査する必要があると思うんですが、いかがなんでしょうか。

○総務課長（崎野 裕二君）

避難所の関係につきましてでありますけれども、避難所はおっしゃるとおり、毎年見直しをしながら実施をしております。耐震性の問題、あるいは、土砂災害警戒区域の問題などがありまして、網掛けがかかっている所はもう外すというようなことで、今、言われました永野地区につきましては複数の避難所があるというのが事実でございます。ここらあたりにつきましては、今回、廃止されました小学校もそうなんですけれども、地域と連携を取らなければ、万が一の時にはまごつくというようなこともありますので、ここらあたりは、その都度、地元と協議を重ねていきたいというふうに考えております。

この間の公民館長さん方との会の時にも、永野区の館長さんから、そういった御指摘もいただいております。近いほどいいんだというようなのが言われたんですけど、当然、そういうことはこちらも理解しますけれども、できるだけ安全な所へ案内しておりますということで、今、施設がある程度はこのキャパシティがある所を案内しているところなんですということで申し上げているところでございます。この辺の避難所がかわる所につきましては、その都度、毎年、防災計画等に見直しをしておりますので、地元とも協議を重ねていきたいと思っております。

水害の関係につきましても、以上のようなところでございます。

○川口 憲男議員

町長の答弁の中にもありましたように、今、総務課長の答えにありましたように、十分決めて、これが万全ということはないと思うんですけど、それを精査することはこれからも大事だと思います。

先ほど、町長の答弁にもありましたように、ここ近年の雨の状態というのは相当違ってきておりますので、そこあたりは、もう一回、精査されて避難所のあり方、あるいは、先ほども答弁の中にもありましたように、中身ですか。居住間スペースとか、トイレの洋式化等も計画していることを申されましたので、ぜひ、そういう避難所のあり方も、そこあたりも計画的に、そういうふうに取り組んでいただけるように要望いたします。

それから、26年に、NTTとの支援で電話開設ができたということでした。18年の災害のあとだったと思うんですけど、九州電力等の災害応援ということで、鶴田支所のほうの2階を災害本部というようなことで設置された経緯もあったと思うんです。この前の台風だったですかね。そういった関係で、やっぱり、そういうふうな関連のところの対策、関係団体との対応も十分して、詰めていただけるようなことが必要だと思っております。

2点目のこの防災センター的なところの備蓄センターですけども、備蓄センターと私は呼びましたけれども、このことは、備蓄センター的なことは旧町時代に私も消防に入っておりましたので、たまたま消防団長がちょっと視察に行けないということで、伊豆箱根のほうに、消防、こういうふうな避難所等の所の研修がありました。その時に行って非常に感銘を受けて、鶴田のほうでも、その時の町長にも強く要望したんですけども、その所は毛布ですか。それから、水とか、いろんなことをいち早く、もう20年近く前です。そういう時代から、もうそういうところを備蓄されておりました。

今度の熊本をずっとテレビで見ているんですけども、やっぱり、これは備蓄が必要だなというのを強く感じました。町長のほうに申し上げた公共的な所でそれを考えていくんだということを答弁されましたので、ぜひですね。もし、例えばの話で大変申しわけないんですけど、例えば、私たちの所が青森の鶴田町、あるいは、中種子町。中種子町も台風が随时来る所なんですけれども、もし、そういう所があった時に、いち早く対応するという事は、まず、そういう姉妹盟約を結んでいる所に、いち早く支援をつくるということになれば、今、そこから、今度みたいに、ブルーシートをどこかにお願いしたりとか、米を、例えば、農協とのタイアップでされたとかいうこともありましたけれど、最低限の水とか、あるいは、乾パンとか、それから寝具とか、そういうのが可能な限りに町で備蓄できる分については、それをされることは私は重要じゃないかと思っております。

もちろん、町内においても土砂崩れで家が崩壊したということで、そこにどういう支援をしていくかということも日赤の関係もありますけれども、やっぱり、町として、そういう備蓄の体制を取られるということは必要だと感じております。しないとは申されておりませんので、随時、されていくんだと思うんですけども、やっぱり、公共施設の有効活用ということをしていただければ大事じゃないかと思っておりますけど、町長に再度伺いいたしますが、こういう、私、防災センター的な。的という言葉入れたんですけど、備蓄センター、あるいは、町として、そういう備品をそろえるというような考え方の、公共施設のどこにするかはさておいて、そういう備蓄的な所を設置するという考え方がないのか、そこをお聞きいたします。

○町長（日高 政勝君）

もしもの場合の非常用の食料とか飲料水、あるいは、寝具。こういった緊急に、やっぱり、必要とするものについては、必要最小限は町としても備蓄をしておく必要があるかと思っております。

やはり、初期の対応、少なくとも、避難をされて3日間というのは非常に重要な場面があるようでありますから、それに対応するためには、いろんな周辺の皆さんとか、あるいは、この災害時の応援協定も友好交流町であります中種子町とか、鶴田町ともやっておりますけども、やはり、そこまで至るまでは、また、期間もかかりますし、やはり、早急の対応となりますと、必要最小限の備蓄というのは必要になってくるかなと思っております。

○川口 憲男議員

町長、おっしゃるように、この前、これは、県の県政かわら版で、私たちの地域ちゅうか、家庭に届いたんですけど、県の防災訓練の様態が出ておりました。その中に、私も、ちょっと、もう一回、気をつけなきゃなのかなあと思ったのが、緊急地震速報とか、特別警戒情報とか、これを各家庭でどういうふう把握されてますかということもありました。

当然、各家庭が、十分、ここあたりも、先ほど、課長の説明にありました防災マップですか。これを、まず、再度つくって配付するという事ですから、町民が、やっぱり、ここあたりを十分把握できるような状況が必要じゃないかと思っております。

それと、今、先ほど、町長もお答えになりましたように、最低2日ないし3日の備蓄は町としても備えなければならないと。ここでも、非常時に備えているということで、持ち出し。最低これだけは準備しておきませんかということが書かれております。

いち早く、18年の災害を受けましてから、いろいろして、始良のほうの県の防災センターのほうに出向きました。どういうのがあるのか、ないかということ。こういう備蓄じゃなくて非常備品ですね。これで15キロぐらいですかね。15キロぐらいの懐中電灯やら、それやら、緊急用品。それが非常食、水。こういうのが入る。それと、もちろん貴重品ですね。保険証、あるいは

は、免許証なんかのコピーしたのもそれに入れときなさいというリュックがあったもんですから、それを買い求めたんですけども。

使わないのが一番いいんですけども、やはり、そういうところを、そこまで町民の方に備えなさいということじゃないですけども、最低そういうこともして、災害に備える工夫は必要ですよということを、やっぱし、今度のその防災マップの中でなくても、今度、5月22日、行われました町長の防災訓練の中でもそういうことをして、この災害とか、こういうことについては、まず、自分の身の回りを守ることでですよということの一つだと思うんです。

町長、そういった意味でも、早急に、最低2日から3日の備品は備えるところが必要ということでした。公共的な施設の空きになるような所がございます。いろんな利活用ができると思いますので、ぜひ、そういう所を利活用されるような工夫をしていただきたいと思います。

もう一つ参考になれば、一番の思いは、新庁舎をつくられました。そして、駐車場をつくらまして、公用車の駐車場には屋根かけができました。非常にもったいないというか、利活用すれば、あれを2階建てにすれば、2階はそういう備蓄の倉庫もできるような状況が可能だと思います。だけど、今、車庫をつくられて屋根にされましたけれど、2階の利活用を考えられて、車庫的なのをつくれるかどうか判りませんが、ぜひ、そういう公共施設な所で、やっぱし、ここが身近な所ですから、ぜひ、つくっていただきたいというふうには、私、強く願うんですが、再度、町長、一番身近な、この庁舎の近くにつくるような考え方はないのか、お聞きいたします。

○町長（日高 政勝君）

先ほどの防災グッズについては、各家庭でも非常に必要なことだと思っております。このことについては、もう、広報紙でも、こういう品なんかをそろえてこの準備をしていただくということも、町民の皆様にも啓発を既にやっております、いろんなところで、また、防災グッズを入れる一揃いのものも出ておまして、そういうものを活用していただければほんとありがたいなと思っております。いつも、これ、やっぱし、備えをしておくということが災害には必要なことであるかと思えます。

それから、公共施設の避難の場所ですけども、確かに、この役場とかですね。広い用地がありますのでそういう利用も考えられるところではありますが、町内にもいろんな公共施設がたくさんあります。例えば、地震の関係の場合も、熊本の場合も、広場にテントを張ったりということ、なかなか自家用車の中でもありますけれども、エコノミー症候群が出たりということもあるようでありますので、これを考えて、役場のほうに、そういった対応をするかということについては、今のところ、そこまでは考えておりませんが、いろんな避難場所等については、そういう空き地は、もしもの場合のことを考えて準備をしておく。今、あちこちありますので、それはそういう場所として活用していきたいということは、もう、考えているところであります。

○川口 憲男議員

災害ですので、予測ができないところが、この災害の一番の苦慮するところなんですけど、町長の答弁にありましたように、いろんな町の施設の所。一番考えられる所で、水害に遭わない。あるいは、高台の所でそういう条件といろいろマッチする所があると思うんですけども、やっぱし、そういう所は日ごろから精査していきながら、住民にもそういうことを周知することが大事じゃないかと思っておりますので、今後、いろんな機会があると思うんですけど、そういう所を捉えて計画を進めていただきたいと思います。

それから、3問目の防災行政無線。今期から3年かけて、町の防災無線を全戸に設置することはいま決まりましたけど、これまでに、これはこれからのことですから、防災に対しては、これは、十分、行政無線ですけども、住民の周知には大事なことだと思いますので、いち早く、

予算もかかると思うんですけども進めていただきたいと思いますと思うんですが、この災害時の今までの災害を踏まえて、従来の無線でいきますと、屋外のスピーカー、例えば、今あるんですけども、これ、大雨の時とか、風水害の時には、全然効力をなさず、室内の音を聞いた時には、また、もう終わってしまったとか、いろんな不便さがあって、機能がもうちょっと薄かったんじゃないかとつくづく感じております。

実際、18年の水害の時も、私もそれに遭った経験から、一切ちゅうか、1回も、その防災無線からの情報というのを聞いたことがなかったです。まだ、その時は、うちの地区も有線だったもんですから、切れとるとか何かもあったんでしょうけれども、そういうのもなかったです。

それと、どうしてもその時を考えますと、先ほども申し上げましたけど、紫尾山で時間雨量100ミリというような大雨でしたので、小さな河川がいち早く氾濫しました。先ほど申し上げますように、私の所よりか、私の上流が床上浸水をするということの心配があって地域の方が出ていただきましたけど、そのあとはダムで放流でうちのほうもだめになっていくというような状況でしたけれども。

その時に、小さな所の橋がもう完全に冠水し、避難もできない、何もできないというような状況で、その防災無線の機能が十分できなかつたんですけども、そういうことにあっては、やっぱり、地域防災のことが十分大事になってくるかと思えます。

そのためには、やっぱり、関係団体やら、消防団とか、公民館長とか、地域をあげての共助の対策が十分必要じゃないかと思っております。そのために、今後の、この行政無線の対応をより強く地域に知らされる方法として、その防災行政無線は大事ですけども、地域の団体等の公民館長とか、いろんな所との情報提供の場も充実されるべきだと私考えるんですが、町長は、今回はアナログからデジタル化にしていくちゅうようなことの流れの一端ですけども、今後、そういうところまでどういうふうに対応されるように考えていらっしゃるのか、考えを伺いたいです。

○町長（日高 政勝君）

今年度から3年かけまして、年次的に防災行政無線の整備をしていきたいということで、今回、予算のほうも御提案申し上げているところでありますけども、基本的には、屋内については、全戸、無線機を設置を個別受信機ですね。それを設置をしていきたいと思っております。

宮之城の地域が、いわゆる、公民会長さんを通じた形で、間接的に、公民会の放送を通じて流れると。周知が図れるというシステムになっておりますので、もう、今回は、とにかく、これだけ災害が多様化し、頻発をしますと、やはり、町民の皆様方の安全を図っていくと。迅速な対応をしていただくという意味では、正確に情報提供は必要かと思っておりますので、お金はかかりますけども、各戸、個別受信機を設置をしていく計画にいたしております。

そして、また、屋外につきましても、やはり、天候の悪い大雨とかあるいは、台風の時はいよいよ屋外での放送は当然聞こえないし、屋外での仕事をされる方はそんなにいないかと思っております。室内に入ってらっしゃることが多いかと思っておりますので、室内の対応ができるかと思っておりますが、屋外についても、通常、そういった天候の悪い時じゃなくて、屋外で仕事ができる状態の中で、こういった災害の情報を聞いて対応をしていただくということにしていきたいと思っております。よく聞こえるようにということで、中継基地とかいろいろ必要になってまいりますけども、とにかく、いろんな場面でも、災害情報が迅速に聞けて、すぐ対応ができる。そういうシステムの整備をしていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

災害時の対応ということが、これはもう行政にとっては一番の仕事だと思うし、どういうふう

にして町民の方たちにそういう周知をするかということが必要かと思えます。

それと、災害という言葉でいけば、もう、どうしても避けて通れないと言いますか。例えば、今のこの災害の中に原発災害も入ってくるんですけれども、原発災害、私はもう絶対あってはならないという事故と思っております。そして、また、これで、どうこうする。動きをするということも非常に苦しいところがあると思えます。

福島、あるいは、東日本のを考えても、今やっと自分の家に帰れるという所があったり、あそこでも、全然、私たちの所以上に、その避難経路とか、いろんなとなどは示されてなかった所があったんですけれども、川内原発に関する事故の場合の避難経路、想定というのは、うちのほうにあっては30キロ圏内ではどういうふうに避難しなさいとか、どうしなさいということが周知されて、何回も町民へも説明があったわけですけれども、この前の私たちも議会報告会を通じて地域を回りますと、なかなか、このことが、逆に私たちの議会のほうに「こやわいどんないけんなっちゃよ。バスで行っとやいけんすつよ。地震があった時は。」とかそういう質問が非常に多くて、どういうふうに答えて、どういうふうにするかということが、私も苦慮いたしました。

基本的には、各集落あるいは地区公民館に集まって、そこで、ぜひ、さつま町内の一部のところでしょけれども、そこから避難する所に自家用車なりでまとまって行くんですよということは説明いたしましたけども、そういうふうにして、町民に対して、そういうのなんどの避難という、経路あるいは避難所の所が、まだ、周知が十分になされていないんじゃないと思っております。

私は、原発に対しては先ほども申し上げましたけれども、あってはならない事故で、これはもう、まず、ゼロというふうな考え方をもっていかなきゃなりませんけれども、先ほども申し上げましたように、災害というのはいつ起こるか想定できないところですから、ぜひ、そのところも、やっぱし、十分承知の上でそういう対策をとらなきゃならないと思うんですが、ことしにあっては、行政報告会等も計画されているということがあったり、先ほど、町長のところに、その防災のハザードマップですか。そういうところも作成されるということがありましたけど、それにもちょっと織り込んでいくという考え方も申されましたけれども、こういう原発あるいは水害あるいは地震対策。こういうことに対して、もう少し、より詳しく、先ほど申し上げました行政報告会とか、広報紙のチラシとか、あるいは、公民館長会。この公民館長会は、毎年、1年でかわられていくたびに、その意識を新たにされなきゃならないというところもあるんじゃないかと思うんですけれども。やっぱし、そういうところでしつこいって言や怒られるかもしれませんが、くどいようですけど、2度も3度も、やっぱし、周知することが大事じゃないかと思っております。そういう点をどういうふうに捉えておられるのか、町長、お聞きしたいと思えます。

○町長（日高 政勝君）

原子力災害の関係については、過去30キロ圏に、距離が拡大をされた際に、こういった避難の場所とか、避難経路とか、もう各公民会ごとに具体的に説明をして回ったところでございます。それぞれ公民会ごとに、いろんな総会とか、そういう機会を捉えて、担当職員とか、それぞれ職員のほうで具体的に説明をしたところでありますが、もう、それから、やはり、時が経過をしております、人というのは、経過をすると、もう忘れてしまうというのは常にありますので、おっしゃるとおり、常に、繰り返しお伝えしながら防災の意識を高めていただくということは大事かと思っております。

ことしは、ちょうど、先ほど申し上げましたとおり、自然災害の関係、水害とか、あるいは、土砂災害、そして、また、原子力の防災。そういったことも一緒に網羅した防災マップをつくりますので、それを改めて、町政座談会を7月から予定をしている地域については、その中でお集

まりの皆様方には具体的に配付をしながら説明をいたしますけれども、それ以前に配付をしなければならないところについては、毎回、担当職員とか、地域の出身の役場職員を通じて、それぞれの公民会の集会のある時期を捉えて、こういった防災マップを配付をする中で説明を加えていきたいと思っておりますので、とにかく、皆様方がそういう集会にお集まりいただくことがまた大事でありますけれども、できるだけみんなに周知が図れるように努めてまいりたいと思っております。

○川口 憲男議員

ぜひ、町長、くどいようですけれども、防災のこの周知というのは、くどくてしつこいがと言われるような感じがしますが、実際起こってしまえば、「ないごてもちつといわなかったとよ。」しつこく言ってもそういうことが出てくると思うんですけども、先ほど申されましたこの町の防災マップを作成する中で必要なだと。先ほども申し上げましたけれども、防災については、まず、自分の命を守ることが大事で、自助、共助、公助ですか。こういうことを強く訴えていかないと周知できないのじゃないかと思っております。

県内を見ても、6月の当初には、口之永良部島の噴火があってから全島避難とかいろいろされましたけれども、この町も防災対策を強化していくんだということを強く新聞でも述べられておりました。そして、垂水市も、きのうですか、あそこは土石流が非常に起こるところで、市独自の防災計画をつくるということを新聞報道で知ったところでございます。

そして、もう一点、昨年の8月に台風が来ました。そして、非常に、この台風災害で倒木が多くどこも見られております。その中にありまして、以前、県道の、どこの県道やったですかね、ちょっと忘れてますけど、県道の岩が崩れてきて、親子、夫婦、お母さんと娘さんが車で被害に遭われて娘さんが亡くなったという情報を知ったんですけど。

私も、ちょっと、町内を見て回りまして、その台風の災害で倒木があって、大雨が来たりなんかした時には土石流じゃないですけど、そういう倒木が落ちてくる。私の近くにも、木が揺すったという感じで、石が約10センチぐらいずれてきたという所があったりして、非常に危険な所もあると思うんです。そういう所も、今後、やっぱし、時折を見て、町道の緊急性、県道は県とか国が見るところがありますけど、そういうふうにして、町道の緊急性のある所は、ことあるごとにちょっと点検をしてこなきゃいけないと。もし、そういう所を車が通ったり、子供たちが通ったり、災害の時には莫大な被害金にもなるわけです。

それは、やっぱし、災害ちゅうのは、先ほど申しましたけど、忘れたころにやってくるというのと事前の準備が必要ということで、そういうところが見られたら三角のポールなり、落石注意なりとか、いろんな対応をされるが必要じゃないかと思っております。

防災につきましてはまだまだ言い尽くせないんですけども、ぜひ、防災については安全な町という言葉はおかしいでしょうけれども、体制の十分整った町というようなことを求めていかれるべきではないかと思っております。ぜひ、そのへんのところも、今後、対応されるように要請をしまして質問を終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

これで、川口憲男議員の一般質問を終わります。

次は、1番、平八重光輝議員の発言を許します。

〔平八重光輝議員登壇〕

○平八重光輝議員

次の3点について御質問をいたします。

まず最初に、がんの検診率向上策についてであります。けさほどと言いますか。厚生労働省

の人口動態総覧というのを取りましたので、これを少し紹介してから質問に入ります。

日本の人口動態であります。平成26年は確定数であります。出生者数は100万3,539人、亡くなられた方が127万3,004人。自然減と申しますか、人口の減少は26万9,465人となっております。平成27年につきましては、これは推計値であります。出生者数が約100万8,000人、26年より4,000人ほど増えております。死亡者数は130万2,000人、26年の確定値を超えて2万9,000人ほど増えております。自然減少としまして、27年の推計値で29万4,000人、26年に比べまして2万5,000人ほど増えております。

そういう中で、死亡原因の一番多いのが悪性新生物。つまり、がんであります。率にして、26年で30.1%、約34万4,000人余の方が亡くなっておられます。平成26年度のがん検診50%推進全国大会においては、自分自身やあなたを必要とする人のためにもがん検診を受診に行きませんかと受診を進めております。また、その中では、亡くなられる方の国民の2人に1人はがんにかかり、3人に1人ががんで亡くなっているのを御存じですかと。検診の大事さを述べております。がんは、早期発見、早期治療で、現在では治る病気と言われております。

そのような中で、我が町は、現在、どのような状況にあるのか、次の4項目についてお伺いいたします。

1つ目に、我が町のがん検診率はどれぐらいか。

2番目に、要精密検査と言われた方に対するそのあとの対応あるいは指導はどのようになっているのか。

3番目に、受診率を向上するための対策はどうか。そして、その効果はどうかお尋ねいたします。

4番目に、学校教育において啓発を行う考えはないか。

以上、4点についてお尋ねいたします。

次に、2問目ですが、2期目、3年間の町政の成果と課題についてであります。

町長としまして、2期目の3年が経過いたしております。2期目、最初の平成25年6月議会における所信表明で、これからの4年間は、これまでの4年間の単なる延長線上だけではなく、率直な目で見直す気持ちで取り組むと表明されております。

町政運営の姿勢として、1つに、誠実で公正かつ透明性の高い町政。

2つ目に、住民視点、現地、現場主義による対話と協働の町政。

3つ目に、効率とスピード重視の町政の3項目を基本とし、町政の重点施策としては、1番目に、元気の出る農林商工業のまち。

2つ目に、子供やお年寄りが安心して暮らせるまち。

3番目に、触れ合いのある生き生きとした住みたいまち。

4番目に、財政健全化による安定した行政サービスのまちの実現に向けた4本柱の戦略目標を掲げてあります。

また、新たに国の政策として、地方創生事業が入ってまいりまして、5年間の計画を策定し、27年度から事業もスタートしている中でありますが、これまでの2期目、3年間における施策の実施結果や現在の状況あるいは結果をどのように分析し評価されているか。また、課題としてどのようなものがあるかと考えておられるか伺います。

3問目ですが、来年実施される町長選挙への出馬意向について、どのように考えておられるかお伺いいたします。

以上、3問質問いたしました。3問目につきましては、1問目、2問目が全て終わったあと

に再度質問をいたしますので、そのあとに町長の答弁をいただきたいと考えておりますので、そのようにお願いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔平八重光輝議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

平八重光輝議員からの御質問に対しまして、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、1点目の我が町のがん検診の受診率についてでありますけれども、これにお答えする前に、若干、この数値の捉え方というのが変更になっておりますので、そのことについてふれさせていただきます。

国の目標値と本町が行う算出方法との相違点。本年度から、この対象者数の算出方法が変更をされたところでございます。国が目指す受診率というのは40歳から69歳。子宮頸がんについては20歳から69歳を対象としたものになっています。職種にかかわらず、全ての国民が受診した率となっています。

一方、本町を初め自治体の受診率は、健康増進法に基づきまして、下限40歳以上、子宮頸がん検診のみ20歳以上で、この上限の年齢制限を設けずがん検診の対象者としているもので、国の目標値と算出方法が異なっているところであります。加えまして、平成27年度から、対象者数の算出方法が大きく変更をされました。これまでは検診対象者へ意向調査を行いまして、職場での受診機会のある方や医療行為の中で受診した方、施設入所者の方については母数から除いていたところでありますが、昨年度からは、40歳以上、全ての町民を対象とすることになっております。

このため受診率に関しては、その推移を検証するための連続性というのが失われることになってしまいまして、当然、前年度と比較し、受診率は大きく低下をしてきているというのが実態でございます。これは、これまで、全国の市町村間のがん検診の受診率を比較評価するために不均衡が生じていたために国のほうで改めたということになっております。

本町の平成27年度の受診率は、胃がん検診で1,081人、6.9%。大腸がん検診2,878人、18%。肺がん検診が1,789人、11.2%、子宮頸がん検診が1,068人、9.9%。乳がん検診860人、10%となっています。受診者数を対前年度と比較しますと、大腸がん検診で108人、子宮頸がん検診で214人、乳がん検診で13人、それぞれ増加をしております。

次に、2点目の受診による要精密検査者数と指導についてであります。

平成27年度がまだ公表されていないために、平成26年度の数字で申し上げますが、胃がん検診で125人、大腸がん検診で245人、肺がん検診で21人、子宮頸がん検診で3人、乳がん検診で40人でございます。

受診後、要精密と診断された方に、再度、検査をしていただくことは、早期治療の観点からも重要なことでございます。このことは、健康教育、健康相談等あらゆる機会を通じて説明をいたしております。精密検査の受診勧奨につきましては、さつま町、検診機関が一体となって取り組んでおりまして、検査後未受診者へは3カ月、6か月後に、再度、受診勧奨を実施しております。その後も、未受診者の方には、保健師等が電話による受診勧奨を行ったり、直接、訪問活動を行ったりして、受診勧奨を実施しております。

3番目の受診率向上対策と効果についてであります。

受診勧奨のための広報紙掲載、ピンクリボン月間等を利用したポスター掲示等可能な範囲で実

施をしております。また、対象者が受診しやすい体制の構築も進めておりまして、一例を申し上げますと、大腸がん検診については自宅から郵送検診が行える。乳がん検診については待たずにすぐ受診できるよう、事前予約方式を採用するなど、年々、工夫を重ねてきているところであります。こうした対策が受診者数の増加につながっているものと考えております。

町民の誰もが健康に町民生活が送れるように、町としましても、健康づくりの一環としまして、がん検診については喫緊の課題として認識をいたしております。引き続き、自分の健康は自分でつくると、意識の向上施策とあわせて、国、県を初めとした関係機関、関係団体と連携を図りながら、受診率向上に向けた効果的な体制、対策を検討し、推進してまいりたいと考えております。

続きまして、私の2期目、3年間の町政における成果と課題についての御質問でございます。

先の施政方針でも述べさせていただきましたとおり、もう、本年度は町長として2期目の最後でありまして、これまでの取り組みを総括する年と位置づけをしております。2期目の政策の公約であります、いわゆる、このマニフェストにつきましては、3つの姿勢を基本にいたしまして、4つの戦略目標を掲げまして、町政発展に向けた取り組みを進めているところであります。

取り組みの姿勢の一つとしまして、できる限り、各種の会合等には出席しまして、議員の皆さんはもとより、多くの町民の皆様の声聞かせていただく機会をもっております。また、予算編成においては、事前の現地調査を行うなど、住民視点、現地、現場主義によります対話に努めておりますほか、役場内部においては、三役町政会議や課長会、政策推進担当課あるいは各関係課に直接指示を行いまして、効率とスピード感を持った取り組みを進めているところであります。

私の掲げましたマニフェストにつきましては、具体的な48の項目がありますが、全ての項目について着手をいたしております。厳しい町財政を念頭に置きながらも、町の総合振興計画に沿った形で、毎年度、事務事業の評価、検証等を行いながら、総体的には、おおむね順調に事業推進が図られていると理解をいたしております。

また、これまでの主な取り組みにつきましては、御承知のところでございますが、さつま町10周年記念事業の関連事業とか、あるいは、国民文化祭の開催、こうした本庁舎の建設、第2次の総合振興計画あるいはまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、行政改革推進によります財政の健全化への取り組み、それから、企業誘致対策、あるいは、町内農林業関係の機関とのいろんな農業振興についての語る機会の組織化を行いまして、定例的な会合も行うことにいたしましたところでございます。

また、さつま牛の産地としての育成対策拡充、竹林改良と早掘り筍の産地づくりとか、あるいは、懸案となっております鳥獣害対策の推進、あるいは、商品券の発行についてはプレミアム付の商品券の発行を年2回とか、あるいは、一番課題となっております子育て環境づくり、こういったことについては保育料の軽減とか、あるいは、子ども医療費の無料化とか、予防接種の任意接種の助成とか、あるいは、各学校のいろんな教育の取り組みとかやってきております。

そのほか高齢化の時代にあわせて、地域公共交通対策、デマンドバスとか、コミュニティーバス、そういった取り組み。それから、学校施設については、安全性のための耐震化率を100%達成、それと、また、介護予防対策の拡充、福祉支援とかいろいろありますが、健康づくりの推進、あるいは、観光交流人口増対策、そのほか川内川の河川改修の整備促進とか、ダムの再開発の関係もありますけども、そういった整備促進の関係、あるいは、地域高規格道路北薩横断道路の整備促進。こういったことなどです。そのほか防災、減災対策の関係、太陽光発電の、いわゆる、再エネルギーの取り組みとか、こういったことに、特に、取り組みをしたところでございます。

次に、町政の課題についてであります。昨今、国内外の社会環境とか、経済情勢の変化、地方分権の流れを受けまして、住民ニーズの多様化、あるいは、地域の課題というものも複雑多様化してきております。また、これに関連する新たな行政課題等も生じている中で主な現状課題として捉えておりますことは、昨年度、策定をいたしました第2次総合振興計画、あるいは、また、まち・ひと・しごと総合戦略に整理をさせていただいておりますとおり、1つは、少子高齢化人口減少対策の問題、2つは、暮らし安全・安心、これだけ、地震とか、水害、土砂災害の頻発する中でありますので、こういった安全・安心のまちづくり。3つは、やはり、産業の振興と雇用の確保というのが課題となるところであります。

特に、先ほどもありまして、地場産業振興とか、観光、あるいは、文化の振興、スポーツ、交流人口をいかに図るかということが言われております。特に、定住人口がなかなか増えない中では、交流人口をいかに増やしてこの町の活性化を図るかというのが大きな課題であります。

今、インバウンドの関係もあります。例えば、インバウンドの方が9人いらっしゃると定住人口1人に匹敵すると。あるいは、国内の交流人口が20人、30人増えることによって、定住1人に匹敵すると言われる時代でありますので、とにかく、交流人口の増大を観光、スポーツ、文化、こういった面等で図っていきたいと思っております。

それから、4つ目は、地域の活性化と人材育成であります。

今、20の公民館に、地域づくり活性化計画をつくっていただいておりますので、地域が、やっぱり、元気であることがまちの活性化につながると思っておりますので、そういった推進。それと、また、どうしても高齢化が進んでおりますので、これからの次代を担う、地域を担っていただく。あるいは、まちを担う、そういう人材育成というのがどうしても必要であると思っております。やはり、女性をいかに活躍の場にするかということも国の大きな課題でありますけれども、そういったことを含めて取り組みが必要かと思っております。

それと、どうしても財政の問題が、いわゆる、交付税も段階的な縮減に入りますし、人口が減ってまいりますと、当然、交付税も減ってまいります。そういう中で、厳しい行財政が予測されますので、そういった行財政基盤の確立というのはどうしても必要であります。公共施設の整理統合も含めた中で進める必要があるかと思っております。こういったことで、町民の皆様のご理解とご協力のもとで、引き続き、大きな課題解決に向けた取り組みを積極果敢に進めてまいらなければならないかと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

○教育長（東 修一君）

がん検診率向上策についての中で、学校教育において啓発を行う考えはないかという御質問でございます。

近年、疾病構造の変化や高齢社会など、児童生徒を取り巻く社会環境や生活環境が大きく変化してきておまして、学校における健康教育もそれに対応したものであることが求められております。特に、死亡原因として高い割合を占めるがんについて、その教育の必要性を感じているところでございます。

国においても、がん予防の重要性が認識され、平成26年7月に、文部科学省ががん教育のあり方に関する検討会を設置し、基本的な考え方や内容等の検討を始めておまして、平成27、28年度のモデル校での取り組みを踏まえ、29年度以降、全国に展開する計画とのことであります。

本町におきましては、これまで、小中学校の体育、保健の授業の中で発達段階に応じまして、

生活習慣病や喫煙、薬物乱用などを中心に、その予防や望ましい対処の仕方などについて指導をしてきているところがございます。とりわけ、がんに対する予防につきましては、これらの学習の中で関連づけながら、いわば、間接的な指導をしてきているところではありますが、これからは直接的な指導を行うことが大切であると考えております。

具体的には、がんが身近な病気であることを理解させること。そして、がんの予防、早期発見、検診等について関心を持ち、正しい認識を身につけ、生涯にわたって適切に対処できる基礎的な力を育成することなどについてでございます。

今後、国、県が推進する施策等を勘案しながら、体育、保健の時間はもとより、学級活動等の時間を通じまして、がん予防に対する基本的な姿勢の育成、啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

〔教育長 東 修一君降壇〕

○平八重光輝議員

受診率、母体というか母数が違ってきたので非常に数値としては低く出ているというようなことですが、できるだけ全国と言いますか、その算式方法にあわされるように要請をしておきます。

一つの方法として、先日、テレビ放送を見ておりましたら、秋田県が非常に県として受診率が高いと。どういのをなさっておられるんですかっていうことでしたが、秋田県は対策室を設けて、そこで、特に、乳房検診を、乳がん検診を言われておりましたけれども、対象者に電話をするんだと。個別に電話をして、ぜひ、受けてくださいという勧奨をして、1回で行かれない方は2回というようなことをして、受診率が非常に高くなったというようなお話をされておりましたけれども。

対策室までは我が町はできないかと思いますが、先ほどの答弁の中で、要精密検査の方には電話でされておるということでしたけれども、要精密検査は受診された方でないとわからないところがありますので、その、まず最初に受けていただくという意味で、どうもありませんでした。よかったですねと言うのも、一つの、やはり、検査の成果ではあろうかと思えますから、そういう具体的な未受検の方に受けていただくための電話等をされることはお考えでないかお尋ねいたします。

○健康増進課長（四位 良和君）

ただいまの御質問につきましては、当然、未受診者の方への受診勧奨をどう進めるかということだと思いますが、これにつきましては、健康づくり推進委員等を含めた、一体となった特定健診の際での受診勧奨を進めてまいりますし、また、保健師等が1年間保健指導等が終わったあとに受診勧奨も進めてまいります。また、広報等も通じて、受診勧奨の意向調査等も行ってまいりますので、そのへんも含めながら、さらに、受診勧奨を広く進めてまいりたいと考えております。

○平八重光輝議員

順番がちょっと前後しますがけれども、学校の教育にということで質問をいたしました。先般、これもテレビの情報ですけれども、枕崎市が行っている一つの方法として、学校教育に取り入れておられますと。その教育の中で、もちろん、いろんな知識を教えることもですが、がんの経験をされた方に来ていただいて、講師となつていただいてお話をさせていただいておりますと。

中学生の皆さんにこういう授業を取り入れてしたからといって、すぐ、対象者となる大人の検診率が上がるわけではありませんけれども、やはり、若いころからそういう意識を持っていただいて、自分がそういう対象年齢になった時に、これは受けないかなというふうに思っていたくためには非常に大切なことではないかと思えますので、そういう話を健康増進課のほうでして

おりましたら、ある保健師さんが、厚生労働省のほうからの勧めで、文科省のほうでも学校教育に取り入れるように、今、通達が来てますよということで、ちょっと、資料を取ってみました。28年度までに準備をなさいと。28年度は3年目になっておりますから。

詳しく申しますと、時間が足りませんので、3年目は授業の課題などを検討して、29年度からある程度授業に入れなさいというようなことでありましたので、その方法等についても、実際、胃がんであって元気になられた方がそういうのに出ていただけるかどうか判りませんが、やっぱり、体験談というのも非常に大切ですので、ぜひ、検討されて、教育に生かしていただくように要請をしておきます。

あと、がんの検診のための一つの方法として、ピロリ菌の除去に、ぜひ、助成と言いますか、補助をしていきたいと思うんですが、そのへんはどのようにお考えか伺いますけれども、ピロリ菌というのは大体御存じだと思いますけれども、胃がん患者の98%の方に存在するそうであります。胃がんの最大の要因と言われておりますということで、ピロリ菌とは、正式名称をピロコバクターピロリーと言って、胃の中で生きている細菌だそうであります。

日本では、全人口の50%の方が持っているらしいそうであります。40歳以上で70%、50歳以上の方では80%以上の方がピロリ菌をお持ちだそうでありますが、私も検査しまして持っております、除去していただきましたけれども、除去費用に、大体、もう何年か前ではつきり覚えませんが7,000円前後かかったのかと思っております。最初の検査、除去、あとのいるかないのかの検査と3回ほど検査のあと除去が要りますけれども。

先般、先般と言いますか、きのう、新聞を見ておりましたら、伊佐市が、やはり、同じような質問が出まして、2017年度から、特定検診のオプションとして検討するというような当局の答弁もあったようですが、できれば、我が町もそういう形ができないか。少なくとも検討をする余地がないかお尋ねいたします。

○健康増進課長（四位 良和君）

ただいまの議員御質問の関係につきましては、がんの発見率を高めるための検査、いわゆる、ピロリ菌の検査を一例として挙げていただきました。

課内でも少し以前検討したんですが、実は、国におきまして、平成20年通達のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針というのがございまして、厚労省としましては、この指針に基づいていんながん検診は実施しなさいという指針が出ております。こうした中に、いわゆる、ピロリ菌検査等の検査項目が入っていない。いわゆる、国としましては、科学的根拠に基づく検査項目を実施しなさいということであるところでもあります。

課内でも検討した結果、例えば、本町が胃がん件数が突出して高いといったような特異性があるとすれば、そういうところの集団健診等での検査費用というの必要なのかなという話もしたところなんです、現時点では、がんによる死亡率としましては国と同程度であるということで、現時点では、その際は、助成金は少し見合わせようかということで考えたところでもあります。これにつきましては、いろんな政策的な部分もございまして、今後、いろんな状況を見ながら検討を加えていきたいと考えているところでもあります。

○平八重光輝議員

もう一つ、胃がんの予防と申しますか、発見と言いますか、方法としましていろいろあります。大腸がんのファイバー、胃のファイバー、それぞれありますけれども、ペットとかありますが、いろんな検査を受けられない、受診しない方の理由としまして、まず、時間と費用を要すると。もう一つは、がんの検査ごとに何回も出向かなければならない。もう一つは、苦痛を伴ったり、事前準備が必要であると。

確かに、大腸がんなんか痛いんです。病気を見つける予防のためには大事なことなんですけれども、やはり苦痛を伴って、前の日から準備も必要です。それと、もう一つ、近くに検査できる所がないといういろいろな理由で、受けられない方のこれは理由ですけれどももあるようですが、そういう中で、一挙に解決というわけではないんですが、一つの方法として、アミノインデックスによる検査というのが、担当の方は御存じかと思いますが、ちなみに、アミノインデックスがんスクリーニングというのは何かと申しますと、健康な人の血液中のアミノ酸濃度はそれぞれ一定に保たれるようにコントロールされていますが、さまざまな病気になると一定に保たれている血液中のアミノ酸濃度のバランスが変化することが報告されております。アミノインデックスがんスクリーニングはこの性質を利用して血液中のアミノ酸濃度を測定し、健康な人とがんである人の濃度のバランスの違いを統計的に解析することで、がんにかかるリスクを評価するものとなっております。

これは、あくまでも、がんだと判らないというか、がんにかかったことのない人が対象となりますということで、約5ミリリットルの採血で、男性は胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がんの4種類。女性は胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮卵巣がんの5種類の検査ができますよというものであります。

これを受けたからって100%判るわけではありませんが、経費も大体1回2万円ほど現在のところはかかって、保険も効かないということでもありますけれども、我が町で、こういうのを取り入れるというのはすぐはできないでしょうけれども、ぜひ、検討をしていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○健康増進課長（四位 良和君）

今、御質問のありましたアミノインデックス検査につきましても、いわゆる、立ち位置からしますと、厚労省の指針の中に含まれていないものかと思っておりますので、今後、先ほどのピロリ菌と合わせて、現地点では、助成は考えてないところですが、いろいろなことを考慮しまして、今後、検討という形でさせていただければと思っております。

なお、当初の質問の中にありました、非常に時間が取れないとか、検査項目によっては痛いとか、近くに検査会場がないといったような所については、行政のほうで解決できる部分としまして、町長の答弁のほうにもありましたように、検査しやすい体制、例えば、女性健診でありますとか、時間を決めて予約型で検査する方法とか、あるいは、バスによる集団健診の際での一緒に合わせてがん検診を実施していく送迎体制の準備とか、そういった形でなるべく住民の方が多く受けやすい体制を今後も検討していきたいと考えているところであります。

以上です。

○平八重光輝議員

いろいろ申しましたけれども、これらのことで全て解決できるものではありませんけれども、どうしても、がんは早期発見、早期治療が大事であります。そのためには検診を受けて、予防を含めてしなければ非常に厳しいものがあるかと思えます。自分で異常を感じたり、あるいは、気づいたときは、がんの場合は、もう進んでいる場合が多いかと思われまます。

検査の一つの入り口として、これまで検査を受けたことがない人が検査を受けようと思うようなきっかけですね。入り口、動機づけの一つとして、厚労省の指針にはないかもしれませんが、がん検診受診率50%を目指すためには、やはり、一つのきっかけをつくってあげないというのは、ちょっと申しわけないんですけれども、ないとなかなか行かれない方が多いかと思えますから、ぜひ、検討していただくように要請しまして、この質問を終わります。

2問目ではありますが、これまで、子育て等においては、先進的に取り組みとして、他の市町村

に先駆け、医療費の免除、あるいは、ワクチン接種補助などを実施されてこられましたけれども、現在では、国の方針、あるいは、他の市町村も同じような形での補助を出しておりまして、ほぼ横並び状態となっております。これからもさつま町に住んでもらうために、ほかの市町村にないような施策もまた必要かと思われませんが、町長、どのようにお考えかお尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

今、少子化の時代に入っておりまして、全国、どこでも子育ての環境整備については、さまざまな施策を講じてきております。どちらかと言うと、ここについては、若干、周辺を眺めても競争に入っているという感じでございます。

従いまして、特徴のある子育てのいろんな施策を講じていくということは非常に、これから、そういう対象者の皆様方は一人でもお子さんを生んでいただく環境づくりというのは大事でありますし、いわゆる、人口の歯どめにもつながっていくというふうに考えておりますので、今、さまざまな取り組みもありますけど、学童保育なんかも、これから、やっぱ、共働きの時代になっておりますので、もっともっと拡充が必要かなと思っておりますし、やっぱり、よそからこの町内にお住みになっていただく。定住につなげていただく。

そのためには、やはり、町内の住宅の家賃というのはかなり高いと言われておりますので、できたら、今、町にも分譲団地があります。そういうところは、なかなか売れない所もありますし、まだ、残っている周辺の団地もありますので、そういった所については、できたら、町のほうで、若者定住対策の一環として町で買い上げて、そこに住宅を建てて、低廉で貸し付けをする。対象者は中学生以下とかですね。そういう若い世帯の方を優先した形で買えるような対策も必要かなと思っております。

それから、今、都会のほうで移住セミナーとか、そういう所に出かけていろんな希望のある皆さん方に情報提供をしながら受け入れをするということになっております。やはり、そういう方々については、その町に入ってどんな町かということを経験をさせるということでもありますから、お試し住宅ということも、例えば、今、空き家も相当ありますし、あるいは、そういうものを活用したり、新たなお試し住宅をつくって、そこに短期間さつま町で生活をしながら、この町なら住んでみたいと思うような手だてを講じていくとか、そういったことも必要かなと思っております。

そのほかの、先ほどもありました定住を増やすための事業者等に対する雇用助成ですね。地場産業等そういうこと等についても必要でありますし、あるいは、地元の出身のお子さんたちがいろんな所に就学をする。その際には、やっぱり、経済的な負担軽減を保護者のために、やっぱ、奨学資金とか、今もやっておりますけども、将来は、この町内に帰って就業するということができれば、そのへんの貸付については免除をするとかですね。今、県のほうでもそういう取り組みをやっておりますし、長島もそういうこともやっておりますが、そういう新たなことについても考えていくことも必要かなと思っております。

これは、まだ、構想の段階でありますので、具体的なところは、また、今後、十分、検討をしながら実現ができたかと思っております。そういったことで、いろんなほかにないような取り組みということも、今後、PRをしながらさつま町に一人でも多く住んでいただくということが必要かなと思っております。

○平八重光輝議員

ぜひ、子育てだけではありませんけれども、子育てするならばさつま町と言われるぐらいな施策をされるよう願っております。

最後の質問になりますが、2問目の質問を終わりました、冒頭述べましたとおり、3問目の質

問であります。これまで、財政の健全化など、町政の中で成果が出たもの、あるいは、満足のいく成果をあげるにはまだもう少し時間が必要なもの。また、国の施策として新たな取り組みを実施したものと、町長の目指すさつま町をつくるには、まだ時間が必要な施策等もあろうかと思われませんが、来年実施されます次期町長選挙出馬について、どのように考えておられるかお尋ねしまして、私の質問を終わります。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

最後の質問でございますが、次期町長選挙についてでございます。

まだ、任期の途中であります。10カ月余り残したところでありますので、任期まで全力を傾注してまいるといのが現在の正直な心境でございます。そういうところではございけども、町政のかじ取り役を任せられてから今日まで選挙公約として掲げてまいりましたマニフェスト、そして、第1次総合振興計画を中心とした各種の計画、あるいは、行財政改革大綱、こういったことに沿いながら取り組んでまいりました施策というのが、議員各位の皆さん方の御理解と御協力、並びに、町民の皆さん方の御理解と御協力をいただいて、おおむね、順調に推移をしてきているものと考えているところでございます。

特に、合併後の10年間、さまざまなそれぞれの旧町ごとに取り組んだ課題もございましたわけではあります。皆様方の御協力もいただいて、ほぼ、そのような課題の解決、あるいは、一定の道筋をつけられてきたというふうと考えております。

今、新たな、次の10年に向けた第2次総合振興計画並びにさつま町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定をいたしましたので、本格的な事業展開に向けて邁進をし、私が掲げます夢と希望の持てる元気なさつま町のさらなる進化を目指してチャレンジをしてみたいと思っております。

幸いに、気力、体力ともに充実をし、知力につきましては、これまで培ってきました多士済々の多くの人脈、これらの方々の御意見等を拝聴し、かつ、自己研鑽に励みながら、変化著しい社会に適切に対応できるように全身全霊で取り組みをしてまいりたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

本日の日程は全部終了しました。明日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午後0時09分

平成28年第2回さつま町議会定例会

第 3 日

平成28年6月9日

平成28年第2回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成28年6月9日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主査	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総 務 課 長	崎野 裕二 君
企画財政課長	押川 吉伸 君	町民環境課長	三腰 善行 君
介護保険課長	中村 慎一 君	健康増進課長	四位 良和 君
農政課長	上野 俊市 君	担い手育成支援室長	村山 茂樹 君
耕地林業課長	杉水流 博 君	商工観光課長	羽有 郁夫 君
企業誘致対策室長	市來 浩二 君	建設課長	三浦 広幸 君
水道課長	岩元 義治 君	教育総務課長	角 茂樹 君
学校教育課長	佐々木 好彦 君	社会教育課長	中窪 啓二 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 5 4 号 さつま町水道事業条例の一部改正について
- 第 2 議案第 5 5 号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 3 議案第 5 6 号 平成 2 8 年度さつま町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 議案第 5 7 号 平成 2 8 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 議案第 5 8 号 平成 2 8 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務厚生 (第1委員会室)	56	平成28年度さつま町一般会計補正予算(第2号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 14款 国庫支出金 15款 県支出金(関係分) 19款 繰越金 20款 諸収入 21款 町債 歳出 2款 総務費 3款 民生費 4款 衛生費 9款 消防費 第2条 地方債の補正
	57	平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
	58	平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
文教経済 (第2委員会室)		さつま町水道事業条例の一部改正について さつま町水道事業給水条例の一部改正について 平成28年度さつま町一般会計補正予算(第2号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正
	54	歳入
	55	12款 分担金及び負担金
	56	13款 使用料及び手数料 15款 県支出金(関係分)
		歳出 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 10款 教育費

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。

ただいまから、平成28年第2回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

これから6月6日提案がありました議案第54号から議案第58号までの議案5件について総括質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1「議案第54号 さつま町水道事業条例の一部改正について」、日程第2「議案第55号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」

○議長（舟倉 武則議員）

まず、日程第1「議案第54号 さつま町水道事業条例の一部改正について」及び日程第2「議案第55号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」の議案2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。これからただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、文教経済常任委員会に審査を付託します。

△日程第3「議案第56号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第3「議案第56号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○新改 幸一議員

農政課長にお伺いしますが、今回の補正の中で畜産業費……。

○議長（舟倉 武則議員）

何ページですか。

○新改 幸一議員

一般会計補正予算（第2号）の説明資料の15ページの畜産業費の中の畜産クラスター事業ということで6,368万2,000円増額ということでのこういう補正が出ているわけでございますけれども、近年「畜産クラスター事業」というのが、農業新聞やいろいろな言葉が出てくるんですけれども、私も素人なものですから、この前、川内の会議の中で聞いてみましたら、県の畜産担当の女性の職員の方が、「クラスターとは」ということで説明をされました。

クラスターというのを日本語に直すとどういう意味かといいますと、「ブドウの房」というこ

との説明をされましたけれども、それがどういう意味で日本語でブドウの房というのか私にはまだ理解ができるところもあるんですが、それはそれとしていいんですけれども、この畜産クラスター事業の中で、我がまちのそれぞれの畜産農家がいろんな要望もされた流れの中だと思うんですが。

この畜産クラスター事業の国に上げていく審査の中で、それぞれクラスター協議会というのをきちっとつくって、そこで計画を立てて県に上げる、県から国に上げて、それが認可された場合にこういう形で帰ってくるという説明を受けたところでございますけれども。

このクラスター事業、資料を見てみますと、補助率が2分の1ということですから、国が50%という補助率だと理解をするんですけれども、あと県と私たちこの地元の市町村の負担割合ですね。最終的にそういう形態が、きちっとした自分の自己負担というのはどれぐらいの割合になっていくのかというのが1点と。

それと、今回のこの追加の補助金増加額ということで6,368万2,000円計上してあるわけですが、これは純然たるさつま町の畜産農家の関係の増加分なのか。前は、実際形態は薩摩川内市であって、永野の笠松牧場ですからということの、さつま町を通るんだということの説明もあったんですが、それはそれとして前回の分ですから。

今回の場合は、全て今回のこの増加分というのは、さつま町の畜産農家の要望に沿った一つのこのクラスター事業にのった国が認めた事業になるのかという、そこあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○農政課長（上野 俊市君）

クラスターの関係等につきましてでございます。

まず1点目、事業費の関係等についてでございますが、これにつきましては国の補助事業だけございまして、2分の1以内ということになっております。県、それから町の負担はございませんので、それぞれが事業主体の負担という形になります。

それから、今回のクラスター事業のこの増額分でございますけれども、これにつきましては、さつま町の畜産クラスター協議会と、薩摩川内市のクラスター協議会の2クラスター協議会で5法人が取り組むということでありまして、今回の増額分につきましては、補助基準単価の見直しが行われまして、より実勢の価格といいたいまいしょうか、それに見合った形での見直しがなされまして、当初の関係からしますと約3割ほど事業費の見直しが行われているところであります。

これによりましての増額というような今回の補正でありまして、内訳としましては、本町内の事業主体が、北さつま農協、それから福永畜産、旭ファーム、北薩畜産、それと高崎ファームまで含めての今回の補正になります。

以上です。

○新改 幸一議員

判りました。

その中で、1点だけもう1回お願いしますが、さつま町でこの協議会を設置しなくてはならないということになっているんですけれども、このさつま町のクラスター協議会の会長さんは誰になっていらっしゃるんですか。

○農政課長（上野 俊市君）

さつま町のクラスター協議会の会長につきましては、私、農政課長のほうになっておりまして、薩摩川内市は川内のほうの畜産課長がなっているところであります。

○新改 幸一議員

最後にもう1点お願いします。

こうして、畜産だけじゃないと思うんですけども、農業に関するいろんな国の施策の補助事業というのは、それなりに農家をある程度手助けするといいますか、そういう補助事業があって大変助かっているわけでございまして、ありがたいわけでございますが、特にこの畜産の場合は、年を変えて制度が変わってきて、名前を変えていろんな補助事業が出てくるわけでございます。

その中で、こういう大きな畜産農家はもちろんですけども、個々の個人の形態の規模拡大をやっていくという、希望を持っていらっしゃる畜産農家はいらっしゃるわけでございますけれども、この前の6月の競り市を見に行ったときに、畜産農家の方が言われるのが、ふとかしやよか補助事業をもろてよかどんかん、うんだどんも規模拡大をしたいんだけども、そしてまた、機械も更新もしたいんだけど、なかなか要望が通らんというような意見も聞きました。

そういう中で、今後はそういう畜産に、特にこのさつま町は畜産、牛、鹿児島和牛含めて生産地帯ですから、今のところ牛の値段もいいし、畜産農家は大変喜んでいて、反面、こういう時期にもうちょっと規模拡大したいんだがと、いろんな要望を持っていらっしゃる畜産農家に対する個々のそういう機械の更新とか、流れの中にさつま町として、そういう要望があった場合の対応というのをどんなふうにされているのか、そういう畜産農家の要望がなかなか聞けてもらえないという意見を聞いたんですが、そこあたりの対応というのはどんなふうを考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○農政課長（上野 俊市君）

ただいまの御質問でございますが、確かに大規模な畜産農家に対しましては、さまざまな大きな国の大型事業等がございます、いろんな補助も手厚くなっているところですけども。

今おっしゃられましたように、小規模の畜産農家にとりましては、なかなかそういう補助事業がないというのが現実なところでございます、特に最近におきましては、この担い手とか中心経営体とか、そういうような方々に対する補助というのは創設されてきておりますけれども、それ以外の方々に対しましては、なかなかそういう国の事業等についても活用できないというようなこともございます。

そのような中で、畜産の関係等の機械の関係等につきましては、リース事業という事業も始まっておりますし、それから、個々じゃなくて数名でそういう組合をつくって取り組むというようなやり方等もございます。

ここあたりの関係等についても、そういう関係者の方々にはいろんな説明をいたしているところでございます。

なかなか町でこれを補助するとなりますと、非常に金額が高くなりますので、こういう国等の事業等を有効的に使いながらやっていく必要があると思っております。

また、足りない分は畜産農家のほうに、こういう事業もありますよというような紹介もしながら進めていきたいと考えております。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○桑園 憲一議員

私は、12ページの8款3項2目の河川改修費の中の県単急傾斜地崩壊対策事業費、当初予算でも事業費1,000万円、そしてまた、今回200万円、このようなふうで非常に災害の防止になるということで、県単を取り入れて事業が実施されておりますが、以前は町単でこういう事業が行われておったわけですけど、この町単による事業を今後考える余地はないのかお聞きいたします。

それから、12ページの同じく7款1項3目物産観光費、宮之城温泉入口の看板撤去費が

10万8,000円組まれておりますが、撤去したあとはどのように考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○建設課長（三浦 広幸君）

今、桑園議員から御質問がありました12ページの8款河川改修費の急傾斜の件でございますが、今回居住地区の人家に被害があったということで、上平川地区を県の補助事業、県単急傾斜地崩壊対策事業という事業で計上しております。

御質問が、町単の制度、あるいはそういうものがないかというようなことですが、恐らく修繕とかそういうものだというふうに御理解していいんですかね。

確かに議員がおっしゃるとおり、急傾斜地崩壊対策事業ということで1つの施設をつくるわけでございますが、橋梁、あるいは道路の舗装などと同様で、施設の経年劣化によるり面の劣化、あるいはまた、高齢化により斜面の伐採などができなくなっておる実態がありまして、ここ伐採や修繕の要望が増えてきております。

過去に、平成9年の県北西部地震が最大であったわけですが、100カ所を超える急傾斜、治山も同様ですけれども、施工しておりますが、既に10件ほどの伐採とか、そういう修繕要望が参っております。

鹿児島県の場合は、急傾斜地崩壊防止施設修繕事業という県単の事業を持っておりまして、それで施設の修繕やり面の伐採などを行っております。

先ほど言いましたとおり、斜面の伐採、あるいは吹きつけ工などの修繕要望が近年増えてきておりますことから、施工済み箇所は今現在調査を行っております。そういう箇所がどれほどあるものか、その調査結果を持って検討をしていきたいと考えております。

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

宮之城温泉入り口に竹をイメージした大きな看板があるということで、直径2メートル50の円錐形のものでありまして、竹を斜めから切ったような形で、一番低い所で3メートル20、高い所は6メートルあります。

あと、それを照らす外灯という形で電柱が2本立っておりますが、鉄骨が剥がれたり、鉄板が剥がれたりしていて大変危険な状況ということで今回撤去をさせていただくということで、台風シーズンに間に合うように6月補正で出さしていただいたところでございますが、現在のところ、そのあとについてはまだ検討をしておりませんので、地域振興事業、また、県の観光課の魅力ある観光地づくり事業等の補助事業等を活用いたしまして、地元の通り会等とも協議して、また設置に向けて検討をしていきたいと思っております。

○桑園 憲一議員

県単急傾斜のほうのこの事業のことで再度お尋ねしますが、以前、コンクリート吹きつけが行われて、それが劣化してきて、非常にその下に住んでいらっしゃる方が、その雑木、あるいは雑草が生えてきて、非常に環境的にも悪いということで、前の地主さんがそのコンクリートの上に乗って払ったりしている状況を見ますと、非常に逆に危険性を感じざるわけでございます。

ですから、そういうことを防ぐためにも、できれば吹きつきが劣化してきたり、あるいは、升の部分がネットでそのままなっている状況であるところも相当あるように聞いております。

今調査を行っているということですが、ぜひ、そういう所にも予算を、補修費、あるいは修繕という形で組んでいただいて、安心・安全なまちづくり、あるいは、県内には約1万6,000件もあるようなことをこの前、新聞報道等でも発表をしているようですが、この梅雨を前にして、なお一層そういう所についての予算配分はよろしくお願ひしたいと思っております。

町長の答弁をお願いいたします。

○町長（日高 政勝君）

町内にこういった土砂災害という危険箇所、県のほうでレッドゾーンとかイエローゾーンの指定もいち早く指定をいただいております。

したがって、年次的に県のこういった事業を入れての整備、あるいは地域によっては公共の国の事業を入れたりということで取り組みを進めております。

今ありましたとおり、経年劣化という事業も、修繕をする事業もありますので、そういう適用については県の事業等を入れてやりたいと思っておりますが、今ありましたとおり、どういう状況であるか点検をする必要はあるかと思っておりますので、それに応じて対応が必要かと思っております。

そしてまた、やはり、持ち主の方もそれなりに維持管理というのは責任を持ってやっていたくということは、基本的な考えもありますので、通常のそういう管理についても督促をする必要があろうかと思っております。

○桑園 憲一議員

町長、土地については、事業が終われば県のほうに、いわゆる寄付という形で、所有権が変わります。

ですから、全く地主さんのほうにはそういうあれはないんですが、安心・安全面のほうから言えば、地主さんにすれば大変ありがたいわけですけど、あとは、そういう状況になってきますと、やはり放っておけないということで、崖の上って自分で払ったり、除去したりしている光景が見えますので、ぜひ、そこあたりは考えていただきたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

確かに工事のあとは、県の事業であれば県のほうに、所有が移るわけでありまして、通常、軽微なそういう管理については、自分の家なり財産を守るということで施工をしていただいたわけでありまして、自分でできる範囲は通常やっておくことがよろしいかなと思っておりますし、まあ非常に危険とか、そういう、あるいは経年劣化で修繕をせんにや危ないなということであれば、当然、県なり、あるいは国のほうに申し入れをしながら、町のほうから申し入れをしていきたいと、管理については徹底をしておくように、今後もそういうお願いはしてまいりたいと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○平八重光輝議員

予算書の8ページ、14款国庫支出金の中で、個人番号カード交付事業補助ということで345万2,000円、10ページの歳出のほうの2款の総務費の中で557万2,000円、説明書のほうで、12ページで、その差額については当初予算で計上してありますということなんですが、この事業の内容をもう少し判りやすく説明していただけないか。

それと、現在このカードの申請数と交付数がわかればお知らせしたいと思っております。

○町民環境課長（三腰 善行君）

戸籍住民基本台帳費に係ります個人番号カード交付事業の内容ということでございますが、事業につきましては昨年10月からマイナンバーカード、交付が始まっております。

その事務手続、交付に係る国からの事務委託を受けているのが税理士という機関がございます。そこで、町から申請が出たカードの交付に係る事務をやるわけですが、その交付に係る全ての経費を町のほうに請求が来るわけですが、それを100%国から町は交付金をいただいて、それをJ-LISのほうに支払うということで、100%事業ということの事業になっております。

当初の段階で歳入の212万円を計上しておったわけですが、歳出のほうが組まれていなかったものですから、今回交付決定に伴いまして28年度の予算が確定をしたものですから、それに合わせまして歳入の不足分と歳出の557万2,000円を交付さして、予算の要求をさしていただいたということでございます。

あと、カードの申請数累計でございますが、5月末現在ですけれども、1,575件で、こちらのほうにカードが交付をされてきているのが882枚でございます。

それが1人当たりおよそ30分程度は交付に時間がかかるものですから、お電話いただいて、何月何日の何時からというようなことで予約をいただきながら交付をするということで、当然本人さんが来れないと交付ができないものですから、本人確認ができないと、そこあたりの時間を予約をいただきながら交付をするという形になっております。

J-LISから私どものまちのほうに来ておりますのが、申請件数が1,575件で、交付をされてきたものが882枚でございます。5月末時点です。

以上です。

○平八重光輝議員

1,575枚の申請と申しますか、それは全部交付されるまでの金額として557万円余り必要というふうに理解すればよろしいのでしょうか。

といいますのは、人口2万余りの我がまちで、小さなお子さんとか、非常に高齢の方で、もう余り外に出られない方は申請されないとしても、約1万5,000枚ぐらいは申請されるとすれば、この10倍のお金がまだかかるという風に考えてよろしいのでしょうか。非常に極端な考え方をすれば10倍、1万5,000、6,000人の方が申請されればかかるような計算になるわけですけれども、非常に高額な、カードをもらうためにかかるような気がするんですが、実際そういうふうになるのかならんのかお尋ねいたします。

○町民環境課長（三腰 善行君）

交付金につきましては積算の基礎がございまして、母体といたしましては全人口の数が母体になっておりますので、全ての人々が交付をされたときにこれだけの金額がかかるということで積算をした金額が今組まれている形になりますので、精算をする形では幾らか減ってくるということになります。その時点というのが平成27年の1月1日現在の住民基本台帳人口が基礎になっておりますので、それによって計算をされた形で今回の予算が計上をされているということがあります。

したがって、もとの交付金額に全国の住民基本台帳人口を市町村の住民基本台帳で割って、それに通知カードの事務に要する経費相当額を掛けて積算をするという積算の基礎がなされるようでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

いいですか。

ほかにないですか。

○岩元 涼一議員

11ページの6款1項5目農産園芸振興費、これに1月24日の寒波でということで、再生するようにということで助成をするわけですけれども、この対象農家で、共済組合等の自己防衛のための保険を掛ける制度があるんですが、それに加入されていたのかどうかというところまでは把握されておりませんか。

○農政課長（上野 俊市君）

共済組合の加入の有無の関係等については承知いたしていないところでございます。

○岩元 涼一議員

園芸産地、そういうのを再生する、被害を受けた方へ対して助成をするというのは当然理解しますし、産地を維持していくためにも必要な制度かなとは思いますが、自己防衛のために保険というのがありますので、ハウスとかそういうところには。物によっては中の作物まで保険を掛ける制度がありますので、もしそういうのを掛けていらっしゃらない方がおられるとすれば、そういうところは督励をして、自己防衛も必要ではないですかという指導も、役場、行政、農協一体となって、やはりこういう対象農家については督励を図っていく必要があるのではないかなと思いますが、そこについて今後どのように考えておられるかお伺いします。

○農政課長（上野 俊市君）

確かに自己防衛という観点からは、当然ながらそういう保険の加入というのが必要かと思っ
ているところでございます。

なかなか果樹関係等につきましても非常に掛金等の問題等もございまして、一概に掛けてくだ
さいとなかなかこちらとも言えない部分等もございまして。ここあたりについては、その農家の経営
指導の関係等もございまして、関係機関とそこあたりについてはまた協議をさしていきながら
対応をしていきたいと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにないですか。

○米丸 文武議員

1 2 ページの商工費の中にございます企業振興費の企業立地促進助成金のことでお伺いして
みたいと思うんですが、ここに初穂さんのほうが今回またいろいろ工場の確保をするための事業が
計画されておるわけでございますが、相当な、これまでも、今、2年ですか、3年ですか、さつ
ま町に立地されまして、さつま町のこういう農産物ですとかそういうようなものがどれぐらい扱
いをされてきているのか。

今回の投資等についての助成もするわけでございますが、ここでは一応雇用を、地元雇用3名
というような形の計画も出てるようでございますが、これが今全体的にどれぐらいの地元雇用
をいただいているのか、これがさつま町のいろんな農産物等、米をされているでしょうけれ
ども、どれぐらいのものを扱っていくような計画でいただいているのか、そこいらのところが
わかりましたら説明をしていただきたいと思いますと思うのでございますが。

○企業誘致対策室長（市來 浩二君）

初穂につきましましては、現在の生産数につきましましては、米の精米梱包販売で約2,500トン販
売をされております。

従業員数につきましましては現在6名いらっしゃいまして、そのうち3名が町内居住者というこ
とになっております。

以上です。

○米丸 文武議員

当然このような補助金等についての今後の事業についての計画等についてもお聞きになって
いると思うんですが、現在のところは2,500トンで6名で、うち3名が町内の住民で
あるということですが、今回の、またここに相当な金額の1億円以上でしたか、設備を
されていくわけですが、今後のそういう計画というのは、どれぐらいの雇用と、要するに町内産
の品物というのをどれぐらい扱われていくような計画というのをお聞きになっていると思うん
ですが、そういうのは判りませんか。

○企業誘致対策室長（市來 浩二君）

機械設備につきましては、当面は現在入れられた機械でされていくと存じております。

それから、取引につきましては、JAの米、それから民間の米、自社でも米を生産されておりますので、その割合についてはお聞きしておりませんが、そのような形で、今後はさらに規模拡大をしたいと話されているところでもあります。

雇用につきましても、今のところはこの6名体制でいかれますが、今後の整備によってはふやされるということになると思います。

○米丸 文武議員

3回目ですから、これで終わりますけれど、JAさんの米の取り扱いも大きいというふうには聞いておりますけれども、その中でさつま町産の米をどれぐらい扱っていただいているのかなというのは、ある程度判らないのかなと思うんです。

やっぱりそこいらを私らは期待するわけでございますので、できればJAさんの場合は川内から伊佐まで広い範囲でございますから、どうなのかなというようなことで質問をしているところですが、なければ、後でも調べていただいて教えていただければというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○企業誘致対策室長（市来 浩二君）

一応代表取締役のほうにも確認をしまして、お答えをさせていただきたいと思います。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第4「議案第57号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第5「議案第58号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第4「議案第57号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」及び日程第5「議案第58号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の議案2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

これからただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり総務厚生常任委員会に審査を付託します。

本日から6月13日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

6月24日は、午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。
本日はこれで散会します。

散会時刻 午前10時07分

平成28年第2回さつま町議会定例会

第 4 日

平成28年6月24日

平成28年第2回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成28年6月24日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主査	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総 務 課 長	崎野 裕二 君
企画財政課長	押川 吉伸 君	財産管理課長	小永田 浩 君
町民環境課長	三腰 善行 君	介護保険課長	中村 慎一 君
健康増進課長	四位 良和 君	農政課長	上野 俊市 君
担い手育成支援室長	村山 茂樹 君	耕地林業課長	杉水流 博 君
商工観光課長	羽有 郁夫 君	企業誘致対策室長	市來 浩二 君
建設課長	三浦 広幸 君	水道課長	岩元 義治 君
教育総務課長	角 茂樹 君	社会教育課長	中窪 啓二 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 5 4 号 さつま町水道事業条例の一部改正について
- 第 2 議案第 5 5 号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 3 議案第 5 6 号 平成 2 8 年度さつま町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 議案第 5 7 号 平成 2 8 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 議案第 5 8 号 平成 2 8 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 議案第 6 0 号 平成 2 8 年度さつま町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 7 陳情第 5 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、
2 0 1 7 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 第 8 発委第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、
2 0 1 7 年度政府予算に係る意見書（案）の提出について
- 第 9 報告第 6 号 平成 2 7 年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第 1 0 報告第 7 号 平成 2 8 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算
（第 1 号）について
- 第 1 1 議員派遣の件
- 第 1 2 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成28年第2回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第54号 さつま町水道事業条例の一部改正について」、日程第2「議案第55号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」、日程第3「議案第56号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」、日程第4「議案第57号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第5「議案第58号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「議案第54号 さつま町水道事業条例の一部改正について」から、日程第5「議案第58号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案5件を一括して議題とします。これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

おはようございます。総務厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第56号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」関係分、「議案第57号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第58号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、以上の議案3件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第56号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」の関係分についてであります。

歳出の2款1項総務管理費の地域振興費には、コミュニティ助成事業補助として250万円が計上されています。これは、白男川区公民館の音響施設整備及びイベント用備品等の整備に係る事業申請が採択されたことにより、補助金として支出するものであります。

質疑の中で、コミュニティ助成事業は、公民館単位での申請以外は採択されないのかただしましたところ、公民館以外でも公民会やNPO法人等の団体であっても、コミュニティの振興につながるものであれば申請は可能である。コミュニティ助成事業では8項目の助成事業があり、今回の補正では、一般コミュニティ助成事業で白男川区公民館の申請が採択されたほか、地域防災組織育成助成事業では、五日町公民会の自主防災組織の防災備品の整備が採択されている。コミュニティ助成事業については、毎年4月に実施される行政推進員・行政連絡員の研修会で説明しているが、本年度は地域づくり活性化計画の報告会を開催した際に、地域振興推進を目的とした国・県等の各事業について紹介しており、今後、5カ年計画の中で検討されるよう周知している

とのことであります。

次に、同じく総務管理費の財政管理費には、地方公会計システムに係るハードウェア導入の経費として、鹿児島県町村会への負担金77万8,000円及びシステム保守料として6カ月分9万8,000円が計上されています。

地方公会計制度の導入による財務書類等の作成については、平成29年度までに全ての地方公共団体において作成が義務づけられているが、本町では平成23年度決算分から「総務省方式改定モデル」である複式簿記の発生主義で対応しており、決算統計の数値を用いて公表してきた。

今回の「新地方公会計モデル」では、固定資産を全て評価する必要があるため、公共施設を初め道路、橋梁、備品等を全て含めた固定資産台帳を整備するもので、それらを含んだ財務諸表を作成することで、地方自治体の財政状況の明瞭化が図られるとの説明であります。

また、財務諸表については、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書という4表を公表していくとのことであります。

次に、4款1項衛生費の予防費には、健康管理システムの改修に係る委託料として、15万2,000円が計上されています。平成28年10月からB型肝炎ワクチンについて定期接種化が開始されることに伴い、任意予防接種による既接種者の履歴の確認や母子感染予防の対象者を整理し、9月に予定している接種予診票の発行事務等に対応するため、本町の健康管理システムを改修するとの説明であります。

質疑の中で、町外の医療機関であっても予防接種を受けることができるのかただしましたところ、予防接種については、大半の方は町内の医療機関で接種されるが、里帰りなどで町外での接種を希望される場合もある。本町は鹿児島県医師会と「相互乗り入れの契約」を締結しているので、県の医師会に加入している医療機関であれば、町外でも接種することができるよう接種者側の事情も考慮した対応を行っているとのことであります。

次に、9款1項消防費の災害対策費には、コミュニティ助成事業補助として140万円が計上されています。五日町公民会の申請が採択されたことにより、「五日町自主防災たすけあい隊」の防災用品保管庫、発電機、投光器など、防災備品を整備するための補助金として支出するものであります。

質疑の中で、町内に40カ所ほどある指定避難所について、停電に備えた発電機、投光器等を整備する必要がないかただしましたところ、災害時は、地域の消防団が活動することから、消防団が保有する防災備品、防災グッズで対応できると考える。これまで、地域における自主防災の組織化を推進してきたが、今後は運営方法の指導や非常用持出袋の紹介等についても力を入れていきたいとのことであります。

次に、「議案第57号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

歳出の1款1項総務管理費の総務一般管理費には、鹿児島県の国保事業費納付金算定標準システムに連携するためのシステム改修に係る負担金として、16万8,000円が計上されています。新たな国保制度では、県も国保保険者となり、国保事業費納付金や標準保険料率を算定するために、町は必要な情報を作成し、県へ提供する必要があることから、本町で運用している国民健康保険システムの改修経費を計上するものであります。なお、今回の改修負担金は、町村会のシステムを導入している29自治体で均等案分し、負担金として支出するとの説明であります。

次に、「議案第58号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

歳出の2款1項、保険給付費の介護サービス給付費については、低所得者の保険料を軽減する

ために、65歳以上の第1号被保険者保険料842万8,000円を一般会計繰入金に組み替えるものであります。

次に、3款1項、介護予防・生活支援サービス事業費については、訪問介護相当サービス事業費の負担金1,764万円を訪問型サービスA事業費として同一節内で組み替えるものであります。

質疑の中で、今回の制度改正に伴い、要支援1、2の方々は地域で支援するようになるのか質しましたところ、軽度者である要支援1、2の高齢者に対する介護サービスは、制度改正により訪問介護、通所介護が保険給付から外れて市町村事業に切りかわったが、サービスに従事する専門職の基準等も緩和され、市町村が報酬単価を決定する「A型事業」が開始された。

また、高齢者のサロン活動を拡充させることにより、要支援1、2の高齢者の方々を地域の中で支援しようとする「B型事業」が開始できるようになった。今回の制度開始により、サービス事務所のサービス単価は安くなり、「地域の高齢者は地域の元気な高齢者で支え合う」といった取り組みも可能となる。

今後もさつま町が目指している「地域包括ケアな地域づくり」を構築するために、地域支え合い推進員を中心として、各地域の支援活動に取り組んでいただけるよう普及に努めてまいりたいとのことであります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの総務厚生常任委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔森山 大議員登壇〕

○文教経済常任委員長（森山 大議員）

おはようございます。文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査を踏まえ、慎重に審査を行った結果、「議案第54号 さつま町水道事業条例の一部改正について」、「議案第55号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」及び「議案第56号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」関係分の議案3件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第54号 さつま町水道事業条例の一部改正について」であります。

改正の主な内容は、上水道事業と第2上水道事業を統合し、水道事業を一本化するものであります。

質疑の中で、水道事業を統合した場合の効果についてただしましたところ、職員数が減少してきている中で、まず、事務的な面での効果として、現在、上水道事業と第2上水道事業は、それぞれ会計を設置し経理を別々に行っているが、一本化されることに伴い予算、決算や出納事務など事務負担の軽減につながるとのことであります。

また、旧簡易水道ごとに取水及び配水施設等が多くあることから、施設の維持費削減を図るために、既存施設の統合は検討しなかつたものかただしましたところ、1給水区域に1水源及び配

水施設という箇所もあり難しい面もあるが、給水人口が減少し、使用水量が減少する中で、取水ポンプ等の動力費は、年間約3,400万円支出していることから、今後、可能なところは給水区域間の連絡管による施設の統合についても、検討していきたいとのことであります。

この回答を受けて、水道事業は企業会計であり、費用対効果を十分検証する必要があることから、連絡管で対応できる給水区域があるとすれば、既存施設の統合についても検討するよう要請しました。

次は、「議案第55号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」であります。

改正の主な内容は、上水道事業と第2上水道事業の統合による水道料金の統一を図るものであります。

質疑の中で、上水道事業の基本料金は、口径にかかわらず月額700円であるが、見直しにより口径別料金になり基本料金等が上がることから、対象者への周知方法についてただしましたところ、今年7月から地域ごとの町政座談会が計画されていることから、水道料金の見直しについても説明を行うとともに、全町民へは町広報紙や「水道料金の改定のお知らせ」のチラシによる周知を、事業所等については、直接料金改定のチラシ等を配布するなど、料金改定の周知と理解に努めていきたいとのことであります。

また、給水負担金の年間の収入状況と給水負担金のない自治体があることから、その経緯についてただしましたところ、給水負担金は、ほとんどが住宅の新築の場合に発生するもので、年間100万円からの収入を見込んでいる。

給水負担金の取扱いについては、水道事業を開始する際に給水区域単位で取り組んだ経緯等があり、事業費の中には個人負担もあったことから、公平性を確保する意味からも給水負担金制度をとっているとのことであります。

なお、今回の料金統一に当たっては、負担額の低い第2上水道事業の額に統一するとのことであります。

次は、「議案第56号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」関係分についてであります。

まず、6款1項農業費の関係であります。

5目農産園芸振興費の園芸産地再生支援事業補助783万1,000円は、本年1月24日からの大雪と低温により、野菜や果樹などの園芸作物に甚大な被害を受けた農業者に対し、次期作物の再生産等に向けた支援策を講じて、産地の維持・拡大を図るもので、県の園芸産地再生支援事業補助金を活用し、農産物再生支援として、ミカンに対する葉面散布剤を、園芸施設復旧支援として、ブドウ棚の建てかえ及びトマトハウスの修繕を行うものであるとの説明であります。

次に、7目畜産費の畜産クラスター事業補助6,368万2,000円は、畜産クラスター事業による施設等の整備において、事業量の増加及び変更並びに平成28年度において、補助基準単価の見直しが行われたことに伴い、今回、追加分を計上したとの説明であります。

質疑の中で、旭ファーム株式会社の事業内容と補助基準単価の見直し内容についてただしましたところ、旭ファーム株式会社については、開放式豚舎からウィンドウレス豚舎への建てかえと、管理棟及び脱臭施設を整備する計画であり、家畜排泄施設のコンポストは、既に自己資金で整備されたところである。補助基準単価については、牛舎の場合で、1平方メートル当たり2万4,000円が3万1,000円になるなど、牛舎以外の施設についても、それぞれ見直されているとのことであります。

次に、9目担い手育成費の中心経営体等施設整備事業補助542万9,000円は、農業用機械の導入により作業の効率化と経営面積の規模拡大等を図ることを目的に、船木地区の2経営体

が取り組むもので、茶の生産農家については、乗用型中刈複合機1台を、サトイモ等の野菜生産農家については、トラクター1台と自走式野菜掘り取り機1台をそれぞれ導入するものであるとの説明であります。

質疑の中で、融資額に対する信用保証78万2,000円が含まれているが、信用保証まで国が補助をするのかただしましたところ、本事業は融資主体型であり、補助残に対してJA等から融資を受けることになるが、その融資額に対する信用保証についても、国が補助を行うものであるとのことであります。

次に、12目団体営土地改良事業費の2,372万円は、安全・安心な営農活動を維持し、あわせて維持管理に係る負担軽減を図ることを目的に、湯田原地区の農道改良を行うものであるとの説明であります。

質疑の中で、平成27年度から平成30年度までの継続事業であったと思うが、名称の変更に伴い、完成の時期、全体の事業計画に変更はないのかただしましたところ、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業が廃止され、農業基盤整備促進事業に移行されたものである。事業名は変更になっているが、完成の時期、全体の事業計画に変更は生じていないとのことであります。

次は、7款1項商工費についてであります。

5目開発振興費の企業立地促進助成金861万1,000円は、米の精米及び販売を行う株式会社初穂に対する企業立地促進助成金で、土地購入、工場取得、設備投資及び新規雇用3名分に対する助成である。主な設備投資は、大型精米システム一式9,950万円、自動計量包装機2,150万円、低温倉庫冷蔵設備1,350万円等であるとの説明であります。

質疑の中で、町内産の米の取扱量についてただしましたところ、鹿児島県産米2,500トンの取扱量のうち、町内産の米は約1,800トンで、取扱量の約70パーセントを占めているとのことであります。

次は、8款4項都市計画費についてであります。

2目公園費243万円は、北薩広域公園を核とした観光振興策として、北薩広域公園テーマゾーンの完成記念式典を計画しており、式典参加者へ配布する本町特産品の記念品及び式典の会場設営に要する委託料等であるとの説明であります。

次は、8款5項住宅費についてであります。

4目住宅・建築物安全ストック形成事業費の木造住宅耐震診断補助60万円は、熊本地震で木造住宅が大きな被害を受けたため、さつま町木造住宅耐震診断補助金交付要綱に基づき計上するもので、補助金の額は、交付対象経費の総額の3分の2に相当する額とし、木造住宅1棟につき6万円を限度としているとの説明であります。

質疑の中で、標準的な木造住宅の耐震診断費用についてただしましたところ、一般的な木造住宅の耐震診断費用は、9万円から10万円程度必要であるとのことであります。

次は、10款1項教育総務費についてであります。

2目事務局費の謝金45万円は、増加傾向にある不登校児童生徒の対応として、コーディネーターを委嘱し、適応指導教室指導員、教育相談員及びスクールソーシャルワーカーとの連携を図ることで、これまで以上に不登校の児童生徒を再登校へと促すものであるとの説明であります。

質疑の中で、不登校の児童生徒数及び不登校の主な理由について質しましたところ、文部科学省は明確な病名を除き、年間30日以上欠席している児童生徒を不登校の基準として定めており、平成27年度の状況は、小学生6名、中学生17名の合計23名となっている。不登校の理由については、人間関係と学業の2点を主な要因として捉えているとのことであります。

また、コーディネーターにはどのような方を対象として考えているのかただしましたところ、

スクールソーシャルワーカー等で県が委託している専門性の高い講師で、不登校児童生徒へのかかわりにも実績のある方をコーディネーターとして計画しているとのことでもあります。

次は、10款6項保健体育費についてであります。

2目保健体育施設費の施設管理業務35万7,000円は、今年3月に閉校した5小学校の体育館を社会体育施設としたことから、その管理に伴う業務委託料で、業務内容は、使用申請書の受付、使用許可書の発行及び役場への報告、鍵と管理日誌の受け渡しを主にしており、必要に応じてトイレ清掃等も含まれるとの説明であります。

質疑の中で、管理方法及び使用上における留意点等についてただしましたところ、管理体制が整うまでの当分の間は、館長に鍵の貸し出し及び申請の受付をお願いしているが、今回、シルバー人材センターに管理業務を委託する方向で考えている。また、施設の使用時を含め、鍵の貸し借りまでの間に生じた問題等については、他の体育施設と同様に申請者の自己責任と捉えているとのことでもあります。

この回答を受けて、施設の利用に際しては、該当区への周知を含め、施設に使用上の注意事項を掲示するなどの対策を講じるよう要請しました。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの文教経済常任委員長報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。まず、「議案第54号 さつま町水道事業条例の一部改正について」及び「議案第55号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」の議案2件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案2件について、一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する文教経済常任委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第54号 さつま町水道事業条例の一部改正について」及び「議案第55号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」の議案2件は、文教経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第56号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」から「議案第58号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案3件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案3件について、一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各常任委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第56号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」から「議案第58号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案3件は、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第6「議案第60号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第6「議案第60号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第60号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」についてであります。

これは、農業農村施設費に要する経費及び企画費、介護保険対策費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,144万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億6,865万1,000円とするものであります。

内容につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第60号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○桑園 憲一議員

小学校の活用策の経費が399万8,000円ですかね、組まれておるわけですが。

○議長（舟倉 武則議員）

もうちょっとマイクをつけてください。

○桑園 憲一議員

学校が5校閉校になって、白男川小学校に第一工大の建築デザイン科がキャンパスをして活動するというふうになってるわけですが、この5校を含めて全体的にその話し合い、あるいはもう最初から白男川小学校と決めてきたのか、そこあたりの経緯について説明をお願いします。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

今回のこの学校活用事業の関係でございますが、全体で5校の閉校があったわけございまして、全体をとということの質問でありますけれども、具体的に取り組みの内容の方向性が、白男川小学校のほうで検討がされていたということで、27年度策定をしていただきました地域づくり

活性化計画の中でも、明確にこういった交流施設としてコンベンションなどを行っていききたいといったような計画もつくってございましたので、白男川小学校のほうをモデル的に取り組みをしたいということで、先に進めたところでございます。

ほかの地域につきましては、まだ具体的な方向性が見えておりませんで、今地域のほうで検討委員会を立ち上げていただいて、これから具体的な方向性が地域のほうで出てきた場合につきましては、やはり白男川の事例等も参考しながら、今後対応していくということで考えているところでございます。

以上です。

○宮之脇尚美議員

関連の質問でございますが、白男川のほうについては、地域活性化事業の中で、この活用を含めた検討がされて、こういうものに基づいた今回の事業の決定ということになるということなんですが、やはり本校の場合、まず同時に5校が閉校されております。これは白男川を含めて5校なんですが、あとまた中学校も今後統合が既に方向性としては決まっているわけでございますが、町として今後こういう閉校になる学校の活用策と地域の振興策、そういうものをどのように考えていかれるのか。

やはり、地域住民の意見もということで、先般も全協でもあったんですが、なかなか地域住民の中でも高齢化が進んでおりまして、若い人たちも少ないと。そういう中では、なかなか地域だけでこの協議をする、あるいは行政が入ってもなかなか話が煮詰まらないということが想定されるわけです。

何らかこういう形で産・官・学を利用した今後のそういう閉校になりました学校の跡地の活用、検討ということを考えていけないものか、何らか事業をはめないと、ただ単独でやってもなかなか難しい面もあるかと思うんですけど、そこら辺について町長にお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

この学校跡地の利用につきましては、非常に大きな課題であると捉えております。非常に規模が大きいだけに、屋体については、先ほどから説明がありますとおり、当分は社会体育施設として、地元のいろんなスポーツ、生涯スポーツ、そういった形での利用が必要であると思っております。また、場合によっては避難所という活用も利用が考えられるわけです。

ただ、校舎の場合2階建てになっておりますし、かなり広いスペースもございます。そこで一挙に、一括してどういう活用の仕方があるかということについては、十分なやっぱり話し合いをして、おっしゃるとおり地域の活性化につながるものでなければいけないと考えております。

したがいまして、地域の皆さん方がどんなふうにまずは考えていらっしゃるのか、その辺もお互いに地域は地域として話し合いをしていただきたいということは、もう前から投げかけているわけでありまして、ただ地域だけでは、なかなかうまい発想というんですか、考え方がまとまりにくいということもあります。

役場のほうでも、早くからそういった課長会等を中心に職員の見解を取りまとめて、それぞれの特色のある地域に応じた活用の仕方というのを検討せんにやいかんということで、それぞれ話し合いも進めてきておりますけれども、そういったことをお互いにすり合わせをしながら、地域も行政側もマッチした、そしてまた将来的に地域がかかわっていかないと、全く地域と離れたミスマッチの形では活性化につながっていかないだろうと思っておりますので、その辺はお互いに十分意見を混ぜ合わせて聞く必要があるのかなと思っております。

それで、部分的には、ここはこういうことがありますよということではできますけれども、全体的にこれをならどんなふうに活用したほうが地域の活性化につながっていくかということについて

ては、なかなか簡単にはいかないのかなと思っておりますので、これについては中長期的な考え方をもちながらしていかないと、もちろん将来的には、使い方によっては財源的な問題というのがですね改修とかいろんなことが出てくるかと思えますし、あとまた維持管理とか出てまいりますので、そういうところも十分考えた上で、話を詰めていきたいと思っております。

○宮之脇尚美議員

ただいま町長からありましたように、非常に施設が大きいだけに、跡地の利用というのは非常に難しい部分があるかということは理解をいたしております。

議会報告会の中でも、いろいろ御意見をいただきましたが、なかなか地域で検討するということは、非常に難しい部分もあるかと思えます。非常に多額の経費を必要とするというようなことについても、今後の状況を考えますと難しい部分もあるわけですが、ぜひこういう産・官・学の体制の、やはりこの利活用ということは非常に重要になってくるんじゃないかと。

行政も含めた地域だけでのお互いの議論では、なかなか先に行かない部分もあるんじゃないかと思えますので、やはりこの第三者を入れたような、そういう例えば第一工業大学も、今回建築デザイン科が入るわけですが、そのほかにもほかの大学もいろいろノウハウを持った部分があるんじゃないかと思えますので、そこら辺も含めてぜひ事業をはまるようなもので対応していく必要があるんじゃないかと。

地域振興策というのが第一になるわけですから、非常に苦渋の選択をされたということで反省もされておりますが、ぜひそこら辺については、町としても応えるような対策ということを十分やっていただけるように、これは要請をいたしておきたいと思えます。

○岸良 光廣議員

物産館活用の事業についてなんですけど、ここでは商品開発のほうに800万円、それから商品販売実証費に250万円、そして調査委託費として1,000万円上がってるんですけど、この事業内容を見ると、5つの物産館の現状分析、課題抽出、課題解決に向けた対応策の提案を柱とする委託調査をベースとしていると。

実際は、実践的な事業の実施を主眼としており、対処法的な事業を実践するのではなく、詳細な調査結果に基づき課題の抜本的解決に向けた事業を実施していくという説明がされてるんですけど、私よくわからないんですけど、ここでこの5つの物産館については、いろんな問題等が上がってると思うんですけど、それに対してさつま町自体で例えば企画のほうでも現状分析としてはされておると思うんですけど、その辺の恐らく調査委託1,000万円をされるのは、多分いろんなところに委託されると思うんですけど、さつま町でもその辺を分析されておると思うんで、その辺があるのかないかだけ、まず教えてください。

○農政課長（上野 俊市君）

ただいまの御質問ですが、町内の5つの直売所の関係等については、今おっしゃられますように、それぞれの課題がございます。特に、非常に厳しい経営運営にあるところやら、それから、利用者が減ってきているというような状況等もございます。

我々といえども、ここの館を運営されているところにつきましては、毎年度決算状況をいただきながら、どこに問題点があるのかということでもいろいろお聞きしながらしておりますけれども、非常に一つ大きな問題としましては、人口減少に伴うこの利用者の減というのが非常に大きい。

それから、各物産館への直売所へ出される農産物等の出荷が減少しているというようなのは、もう共通点として今上がっているところがございます。

あとそれぞれの運営につきましても問題というのもございますけれども、今のところそういう

それぞれの直売所でお願いしながら、改善に向けての取り組みを進めているところでございます。

今回、この事業を使いましてそれぞれの直売所が抱えている課題、問題点につきまして、詳細にそれを分析していただきまして、それを何とかこの物産館の活性化につなげたいということで、今回しているものでございます。

○岸良 光廣議員

今の課長の説明は、私も理解するところがあるんですが、ただ一つだけ、この予算を見たときに、全部の予算が3,060万円となっているんですが、この中の商品開発とか商品販売に対する助成だと思うんですけど、これについても、今までもいろんな取り組みがされてきたと思うわけです。

その中で、一つだけ非常に私が気になるのは、町長がいつも今後については予算が厳しくなるんだということもいろいろ言われておる中で、ただこれが調査を依頼して、それで終わりということだけにはならないようにしてほしいなど。

というのは、今の物産館、ちくりん館を含めて、ちくりん館等は非常に利益等も上がっていると思うんですが、そのほか永野の物産館とか、いろんなところもバイパスができたとか、いろんな問題等はあると思うんですが、その辺と今の現状と同じような内容の調査結果が出たとするならば、非常にこれは無駄じゃないかなというところも懸念されます。

だから、その辺のところは実際1,000万円もかけて調査を依頼されるのでありますから、その細かい詳細はまた議会のほうにも提出いただけますように要請をしておきます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

○新改 幸一議員

私も1点だけ、町長にお伺いしますが、今出ました物産館の関係、これ全協でも担当課長には聞きましたけれども、こうして物産館の関係の整備をしていく、中身を充実していくということで、町内外の入り込み客に対する魅力を向上していくという、きちっとした目的を定めて整備されていくわけですが、特にこのちくりん館の関係につきましては、指定管理のJAとの流れもあるんですけれども、前からとにかく駐車場が狭いと、大型バスが一、二台はとまるようなスペースが欲しいんだということもある話を聞いた中に、担当課長はそういう要望があるんだということをはっきりと答弁されましたけれども、この駐車場関係のこういう整備をされながら、将来に向けていい形で持っていこうという中で、JAの要望、そういうことを聞きながら、この駐車場の整備云々というのは、町長として、まちのリーダーとして、そしてまたJAの組合長との話し合いちゅうのはないものなんですか。そういうことの話し合いちゅうのは全然されないものか。

財政が厳しいから、なかなか難しいっていう話は担当課長から聞いたんですけども、政策として町長はどんなふうを考えていらっしゃるものか、お聞かせいただきたいと思えます。

○町長（日高 政勝君）

ちくりん館のこの駐車場の問題については、当初計画をする段階から、この駐車場の確保というのは当初の課題になっていたわけでありまして。

当初の計画の段階から、駐車場についてはもっと広いほうがいいだろうということで、そういう相談もした経緯がありますけれども、なかなか当時は難しかったということがございまして、今の状況になっているわけでありまして。

その後も、JAのほうからも口頭でちょっと、ほかの話し合いの中で「もっと駐車場が広ければいいけどな」という話は伺っております。

私も、先日も御本人さんにどうでしょうかねということは、内々に打診はいたしているんですけど、具体的には今後のやはりちくりん館というのが、一番売り上げの大きいところで、町の中心地にある位置でありますし、非常に利用客も多いわけであります。もちろん、この出荷者の皆さん方も多いところでもありますので、できたらこの拠点的なそういう場所として、整備が必要なおところであると思っておりますけれども、今後この辺については、地権者の皆さん方とやっぱり話し合いをした上でないと、どういうことになるのか、金額、財政的な問題等いろいろありますので。

あるいはまた、この商店街の皆さん方の当初、商工会はいかがですかとあって、商店街はいろいろな問題が出てきた経緯がありますので、その辺をなら町がさらにというふうになったときに、その辺の兼ね合いを商工会の皆さんがどう考えるのか、その辺はやっぱり考えていかないといけないところがあります。

いろいろな問題がありますので、ただ拠点的なこの整備ということになりますと、非常に大事なところだと思っております。

○新改 幸一議員

前向きな答弁で理解するところでございます。私が聞くところによりますと、駐車場の隣接地の地主さんが、やっぱりある程度協力するよという話もあるということも聞いております。そういう協力体制がある中に進めていかれたほうがいいんじゃないかなと思っておりますので、そういうあたりも十分内部で検討していただくように、要請をしておきたいと思えます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第60号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

△日程第7「陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第7「陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」を議題とします。

文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔森山 大議員登壇〕

○文教経済常任委員長（森山 大議員）

当委員会に付託されました「陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書について」審査の過程と結果について報告いたします。

本陳情は、さつま町中津川5366番地1武さとみ氏から提出され、平成28年5月6日に受理されたものであります。

陳情の趣旨は、日本はOECD諸国に比べて1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっており、一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。また、本県においては複式学級も多く、単式学級で学ぶ子供たちと比較したとき、教育の機会均等が保障されているとは言えず、複式学級の解消は極めて重要な課題である。

また、社会状況等の変化により、学校は一人一人の子供に対するきめ細かな対応が必要となっており、多くの課題が山積し深刻化してきているため、こうした解決に向けた計画的な定数改善が必要である。

さらに、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件格差も生じている。

このような観点から、1、子供たちの教育環境改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること、2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること、3、離島、山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改め、複式学級の解消に向けて適切な処置を講ずることの3項目について、国の関係機関への意見書提出を要請する内容であります。

審査の中で、要請事項の1項目及び2項目については趣旨をよく理解できるが、3項目の中の国の学級編成基準を改め、複式学級の解消に向けて適切な措置を講じることについては、本町が複式学級の解消に向けて学校再編を進めていることとは趣旨を異にすることから、委員会としては採決の結果、要請事項の3項目めを除く部分について了とし、一部採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、報告を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから本件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第5号を採決します。

本件に対する文教経済常任委員長の報告は一部採択です。委員長の報告のとおり一部採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」は、委員長報告のとおり一部採択とすることに決定しました。

△日程第8「発委第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書（案）の提出について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第8「発委第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書（案）の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

〔森山 大議員登壇〕

○文教経済常任委員長（森山 大議員）

ただいま議題となりました「発委第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書（案）について」趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、さき一部採択されました「陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」と同様に、2項目について要請するものであります。

お手元に配付してあります意見書案のとおり、内閣総理大臣ほか関係大臣に対し意見書を提出しようとするものであります。議員各位の御賛同と御理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、趣旨説明を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書（案）の提出について」は原案のとおり可決されました。

△日程第9「報告第6号 平成27年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第10「報告第7号 平成28年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第9「報告第6号 平成27年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第10「報告第7号 平成28年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」の報告2件を議題とします。

報告の内容については説明済みであります。何かお聞きしたいことはありませんか。

○新改 幸一議員

開発公社の報告第6号で、6の8ページの関係でございますけれども、それぞれ総括事業ということで、温泉住宅関係もそれぞれ処分の価格を20%減額する、いろんな施策を打ちながら努力をされていらっしゃるようでございますが、特にこの温泉住宅の関係につきまして、この事業の経緯等を見てみますと、大変な努力をされていらっしゃると思います。

そういう中であって、チラシの関係も一般各家庭にチラシが入っておりました。ああいうのを見まして、それぞれ反響はあると思うんですが、1点は、価格を下げて新たに宣伝して、あそこの利用者を募集するという流れの中に、最初に買われた方々とのトラブルといいますか、そういう問題というのは、前説明があったような気もしますけれども、そういうのトラブルちゅうのは、全然今ないものかちゅうのが1点と、こうしてそういう流れの中で努力をされながら、52区画あったものが35区画処分済みであって、あと17区画残っているということなんですが、この今処分された35区画の中で、町外から何戸数、何件町外からあそこに購入してこられたものか。

また、町内の中でのやっぱりあそこに来られた、そこあたりの件数等がわかっておれば、教えていただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

最初52区画ということで、非常に大きな団地になったわけでありまして、そのうち、特徴的なこととしまして、温泉住宅までということになったわけでありまして、今ございましたとおり、既に35区画売却済みであります。

既にこの住宅も建っている、建ちつつあるところでございますけれども、やはりこの2割軽減をして、とにかくやっぱり早く処分をして、次の団地というのが控えておりますので、できればやっぱりこの定住をさらに促進をするということの意味合いから、20%の価格低減をいたしたわけでありまして。

これに当たりましては、おっしゃるとおり当初買われた皆さん方とは、十分御理解をいただくようにということで説明をいたしまして、納得をいただいております。とにかくこういう事情で、そのまま置いては、またやっぱり借入金でこの公社の事業をやっておりますので、幾らでも利子が加算をして、土地の価格が上がっていくということになりますので、一日でも早く処分をして

定住を図るということが一番の狙いでありますので、2割軽減ということでさせていただきますということで御説明をいたしました。

そのことについては、十分この御理解をいただいて、何のトラブルもございません。

あと、町外からの、その35の中の町外については、また担当課長から説明をいたします。

○企業誘致対策室長（市来 浩二君）

35軒のうち、13の区画が町外からの移住者になります。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで報告を終わります。

△日程第11「議員派遣の件」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第11「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会について、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第12「閉会中の継続審査・調査について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第12「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。これをもって会議を閉じ、平成28年第2回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前10時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 舟 倉 武 則

さつま町議会議員 木 下 賢 治

さつま町議会議員 川 口 憲 男